

(様式第2号)

## 島本町スポーツ推進委員協議会 要点録

令和5年5月14日作成

会議の名称	令和5年度第1回島本町スポーツ推進委員協議会		
会議の開催日時	令和5年4月12日(水) 午後7時30分～午後8時30分		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室		
公開の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・一部不可・不可	傍聴者数	なし
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席者	委員	亀山 里是 津山 紗江里 柏 風音	柿本 祥平 (zoom出席) 田畑 佳苗
	事務局	安藤 次長	西村 ゆき
会議の議題 (案件)	(1) 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について (2) 令和4年度活動報告・令和5年度活動計画 (3) ニューススポーツ体験教室について (4) 三島地区ふれあいスポーツ交流会について (5) 町民スポーツ実行委員会について (6) 広報しまもと特集記事について (7) 地域におけるスポーツ振興について (8) その他		
配布資料	別添のとおり		
審議等の内容	別紙要点録のとおり		

# 令和5年度第1回島本町スポーツ推進委員協議会 要点録

日時：令和5年4月12日(水)

午後7時半より

会場：島本町役場 3階 委員会室

○会長あいさつ

## 【案件】

(1) 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について

・スポーツ関連部分について説明(事務局)

(2) 令和4年度活動報告・令和5年度活動計画

・報告と確認(事務局)

(3) ニュースポーツ体験教室について

・4月のニュースポーツ体験教室はキャッチング・ザ・スティックとアジャタを行う。担当の委員は当日進行できるようにルールや段取りについて把握しておくこと。(会長)

・2月に近畿地区スポーツ推進委員研究協議会大阪大会が開催されることに伴い、島本町の委員にも開催側として協力依頼が来る予定である。会長と行政担当者だけで済むのか、もっと多くの人員を要請されるのかまだ把握していないが、規模によっては、2月のニュースポーツ体験教室を開催するのかどうか検討が必要になる。(事務局)

(4) 三島地区ふれあいスポーツ交流会について

・4月26日に開催される会長連絡会に会長と事務局担当者が出席する。三島地区ふれあいスポーツ交流会を開催するにあたっての懸念材料などを相談する。他市のお世話にもならないと難しい部分もあると考えている。(会長)

・会長連絡会にふれあいスポーツ交流会担当市として資料を提出しなければいけない。各市町スポーツ推進員協議会の負担金について、一律5,000円は公平ではないと令和4年度に意見を出したが、三島全体が集まる場がなく検討できなかった。会長連絡会で再度提案し、三島のみなさんの意見を伺う予定である。(事務局)

(5) 町民スポーツ実行委員会について

・前任期最終の実行委員会で、年間の活動内容と決算が報告された。新任期の実行委員会はまだ未定であるが、全員実行委員に推薦されているので、出席に努めるようお願いする。(会長)

(6) 広報しまもと特集記事について

①タイトル「私たちが スポーツ推進委員 です」「私たち スポーツ推進委員 と申します」など、青少年指導員の広報特集記事を参考にベーシックな表現を考える。

- ②集合写真 これまでのものを参考に、今後も候補にする集合写真を増やしていく。
- ③会長あいさつ 会長に一任する。単独写真も撮影する。
- ④委員インタビュー スポ推だよりを参考に。「好きな競技」「ニュースポーツで好きな競技」「一言」など。全体のボリューム次第で外にも考える。
- ⑤ニュースポーツの紹介 いきいき・ふれあい教育事業実行委員会の協力団体一覧で協力できる内容として記載するニュースポーツの競技を絞った。それに合せて、「スリータッチボール」「ペタンぐぐ」「スプラッシュボール」「ペタビンゴ」「キャッチング・ザ・スティック」あたりを紹介してはどうか。
- ⑥委員募集 募集チラシを参考にする。
- ⑦大会実績 今のところ、令和4年度のスポーツ推進委員研修でポッチャでリーグ優勝したものはある。
- ⑧みずまろくん ニュースポーツ体験教室に来て一緒にやっているところを撮影する。第二体育室が空いている回があれば、そこで着替えれば可能ではないか。小さい人形のみずまろくを活用することもできる。
- ⑨スポーツ推進委員の活動紹介も入れてはどうか。

#### (7) 地域におけるスポーツ振興について

・以前にモルックを購入しないかなど話題になっていたが、町内でモルックを制作するイベントがあったようだ。そのイベントを主催した団体に借りること等も可能ではないか。(委員)

→その団体は、以前より島本町教育委員会の後援を受けていろいろなイベントをされているため、面識はある。モルックをつくるイベントをされていたことも聞いている。お話する機会があればまたどういふ感じであったか伺いたい。他の委員から竹で手作りしてもという発言もあった。会長からも町有林などで調達できないか相談を受けているが、相談はしているが調整は進んでいない(事務局)

#### (8) その他

・府スポーツ推進委員協議会の会費は予算化しているが、全国スポーツ推進委員協議会の会費は個人負担となっている。大阪府内でも、府スポーツ推進委員協議会の会員であっても、全国に登録しているのは6割程度のようなのである。原則、全員が加盟している組織でないと予算化はできないため、個人負担が続くこととなる。全国規模の大会に参加することもないし、全国スポーツ推進委員協議会の存在は遠い。自動的に登録されるものではないようなので、一度全国の方は登録するかどうか考えられてはいかか。(事務局)

→令和5年度は登録を見合わせることにする。(全委員)

次回開催日

5月 10日 午後7時30分から

# 令和5年度第1回島本町スポーツ推進委員協議会

日時：令和5年4月12日(水)

午後7時半より

会場：島本町役場 3階 委員会室

○会長あいさつ

## 【案件】

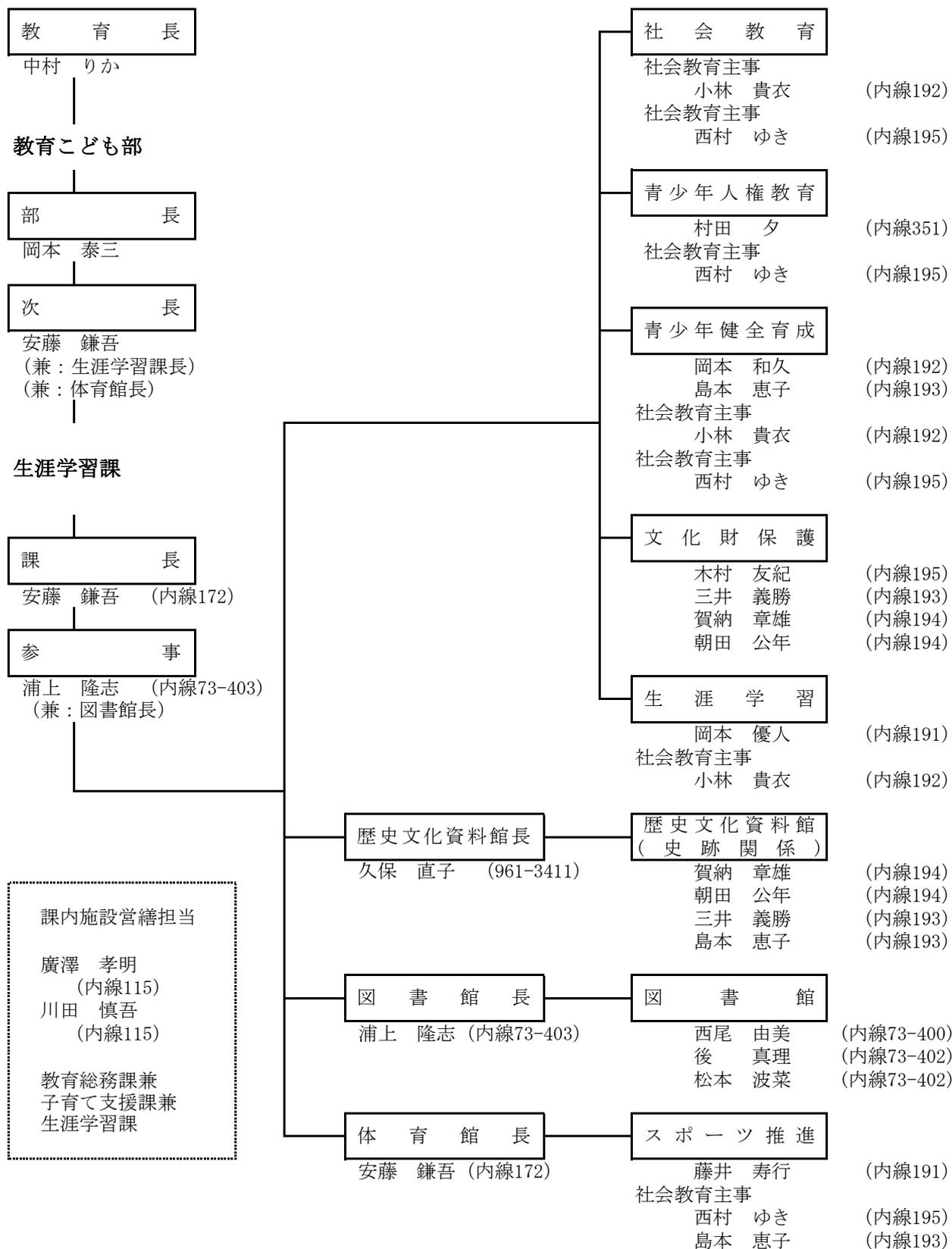
- (1) 教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項について
  
- (2) 令和4年度活動報告・令和5年度活動計画
  
- (3) ニュースポーツ体験教室について
  
- (4) 三島地区ふれあいスポーツ交流会について
  
- (5) 町民スポーツ実行委員会について
  
- (6) 広報しまもと特集記事について
  
- (7) 地域におけるスポーツ振興について
  
- (8) その他

次回開催日      5月 10日 午後7時30分から

(原則第二水曜日)

# 令和5年度 教育こども部 生涯学習課 組織及び担当者一覧

令和5年4月1日現在



- 生涯学習課 直通電話番号 : 075-962-6316 (文化財)
- 生涯学習課 直通電話番号 : 075-962-0792 (社会教育・青少年)
- 教育委員会事務局FAX番号 : 075-962-0611 (スポーツ・生涯学習)
- 生涯学習課メールアドレス : syougai@shimamotocho.jp

- ◇ 町立人権文化センター 電話番号 : 075-962-4402 FAX番号 : 075-962-4499
- ◇ 町立歴史文化資料館 電話番号 : 075-961-3411 FAX番号 : 075-585-3411
- ◇ 町立図書館 電話番号 : 075-962-4364 FAX番号 : 075-962-1051
- ◇ 町立体育館 電話番号 : 075-962-1331 FAX番号 : 075-962-1331



# 島本町教育委員会事務局教育子ども部施設一覧

(令和5年4月1日現在)

施設名	郵便番号	電話番号	校・園・所・室長名	
	所在地	FAX		
第一小学校 (364)	〒618-0011	075-961-1193	校長	高本 賢
	島本町広瀬一丁目5番5号	075-961-1194	教頭	藪田 香織
第二小学校 (365)	〒618-0002	075-961-1195	校長	佐々木 淳平
	島本町東大寺四丁目167	075-961-1196	教頭	西井 幾子
第三小学校 (366)	〒618-0022	075-962-2521	校長	下村 聡美
	島本町桜井二丁目25番1号	075-962-2522	教頭	土居 和彦
第四小学校 (367)	〒618-0012	075-962-2311	校長	川口 直樹
	島本町高浜二丁目2番1号	075-962-2312	教頭	品村健太郎
第一中学校 (368)	〒618-0014	075-961-1197	校長	松本 剛
	島本町水無瀬一丁目19番4号	075-961-1198	教頭	加藤 崇
第二中学校 (369)	〒618-0002	075-962-1177	校長	山田 敏博
	島本町東大寺四丁目150	075-962-1179	教頭	石橋 孝之
教育センター (962-4255)	〒618-0011	075-962-4255	所長	堀田 守人
	島本町広瀬三丁目1番30号	075-962-4256		
第二保育所 (381)	〒618-0011	075-961-0960	所長	西郷志保子
	島本町広瀬五丁目2番22号	075-961-0960	副所長	八田 二歌
第四保育所 (383)	〒618-0021	075-961-1588	所長	長谷川大樹
	島本町百山4番2号	075-961-1588	副所長	山本 千尋
第一幼稚園 (362)	〒618-0015	075-961-6456	園長	堀井 千香
	島本町青葉三丁目1番1号	075-961-6450	教頭	町田 京子
第一学童保育室 (*82)	〒618-0011	075-962-5408	室長	安田美代子
	島本町広瀬一丁目5番5号	075-962-5408		
第二学童保育室 (*83)	〒618-0002	075-962-5422	室長	北藤 圭子
	島本町東大寺四丁目167	075-962-5422		
第三学童保育室 (*84)	〒618-0022	075-962-5424	室長	村上 薫
	島本町桜井二丁目25番1号	075-962-5424		
第四学童保育室 (*85)	〒618-0012	075-962-5426	室長	衣川 淑子
	島本町高浜二丁目2番1号	075-962-5426		
図書館 (73-403)	〒618-0022	075-962-4364	館長	浦上 隆志
	島本町桜井三丁目4番1号	075-962-1051		
歴史文化資料館 (961-3411)	〒618-0022	075-961-3411	館長	久保 直子
	島本町桜井一丁目3番1号	075-585-3411		
体育館 (371)	〒618-0022	075-962-1331	館長	安藤 鎌吾
	島本町桜井二丁目11番22号	075-962-1331		



令和 5 年度

---

教育・保育重点目標及び関係機関  
に対する指示事項

---

島本町教育委員会

## 目 次

はじめに .....	1
I 知・徳・体の調和と生きる力の育成 .....	3
【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進 .....	3
【2】確かな学力の育成 .....	4
【3】英語教育の推進 .....	6
【4】豊かな人間性の育成 .....	7
【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進 .....	9
【6】保幼小連携の推進 .....	11
【7】支援教育・保育の充実 .....	12
II 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり .....	13
【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進 .....	13
【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり .....	14
【3】教職員の資質向上とサービスの徹底 .....	16
【4】快適な教育・保育環境の整備 .....	18
III 社会教育と生涯学習の推進 .....	19
【1】青少年健全育成の推進 .....	19
【2】文化財保護の推進 .....	20
【3】生涯学習活動の推進 .....	21
【4】図書館サービスの推進 .....	22
【5】スポーツ活動の推進 .....	23

## はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）により、地方における教育行政を実施していく上で、教育委員会の責任体制の明確化や首長との連携の強化が今まで以上に求められることとなっており、5年以上が経過した。

本町においても、平成27年度に「総合教育会議」を設置し、町長と教育委員会の密なる連携の下で目指すべき町の教育目標として、以下の5点を基本とする「島本町教育大綱」（平成28年1月12日）を策定し、この大綱に沿って教育行政のより一層の充実を図ってきた。

### ○生きる力があふれる島本っ子を育みます

恵まれた自然環境の中で、多くのことを学びながら夢や志を持ち、力強く生きる力を育みます。また、人のあらゆる活動の源になる体力を幼児期からしっかりと身に付けられるよう、子どもの体力・運動能力の向上を図ります。

### ○豊かな人間性と確かな学力を培います

人を尊重する気持ちや生命、自然を大切に思う豊かな情操を培い、自らを律し、人を思いやる心を育てます。また、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの確かな学力を育み、学習意欲や学習習慣を培います。

### ○ふるさとを大切に思う心を育て、世界へはばたく力を育みます

地域の歴史や文化に親しむことなどを通して、ふるさと島本を大切に思う心を育てます。また、地域や家庭の中で生まれる自己を認識し、未来へ、世界へはばたく力を育みます。

### ○学びが生きがいにつながる生涯学習のまちをめざします

生涯にわたって「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられる環境と機会の充実に取り組み、一人ひとりの生きがいづくりを応援します。また、それぞれの学習の成果を地域や社会に生かすことのできるまちをめざします。

### ○島本町教育・保育に係る重点目標を推進します

「地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進」、「安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり」、「快適な教育・保育環境の整備」など、重点目標を着実に推進します。

また、大阪府においても「教育振興基本計画における後期事業計画」（平成30年度から5年間）が策定されており、本町の教育の推進に当たっても島本町教育大綱と調和した計画的で継続した取組が必要となっている。さらに、主要施策「みづまるキッズプラン（3か年）計画」を基に、幼児教育・保育の「遊びや生活を通じた学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぎ、幼児期から一貫した学びの基盤づくりを進め、島本町の

教育・保育の柱を築いていかなければならない。

全ての子どもが、10年後の多様性社会を他者と共存しながら自分らしく生きていける力を育むため、学習指導要領の趣旨を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大切にされた教育活動を推進していくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症については、学校での活動が徐々に再開されつつあるものの、今後も引き続き、長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していく観点からも、1人1台端末等のICT機器を効果的に活用していくことが求められる。

これらに応えるためにも、各学校・幼稚園・保育所が教育委員会と一体となって、校長・園長・所長のリーダーシップの下、教職員の力を最大限に発揮し、保護者や地域の評価を学校運営・施設運営に生かし、一層、「信頼される学校・幼稚園・保育所づくり」を推進しなければならない。

特に、本町における幼児教育・保育及び子育て支援については、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第二期島本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本計画に基づき、令和2年度以降、各種事業の更なる推進に努めているところである。

一方、生涯学習においては、国から地方への権限委譲、分権が進む中で、住民が行政と協働してまちづくりを推進することが求められ、住民自らが主体となって進めるまちづくり、地域づくりなどを目的とする住民の積極的な参画と協働が不可欠な時代を迎えている。そのことを踏まえ、教育大綱における目標の一つとして、町の将来像に関して「生涯学習のまち」を掲げている。その実現に向けて、住民が生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学べる環境を整えるとともに、学習機会の充実を図り、その成果を適切に生かすことができる施策を推進することが重要となる。

以上の点を基本に、本町の特色ある教育・保育行政を実現するための具体的方策として、令和5年度の『教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項』を設定する。

その際、本目標に基づいて取組を進めるに当たっては、併せて大阪府教育委員会による「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」の内容にも留意することとする。

# I 知・徳・体の調和と生きる力の育成

## 【1】小中一貫教育の推進及びキャリア教育の推進

### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 小中学校の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な小中一貫教育の推進に係る指導方法の工夫・改善を図る。（学識経験者意見）
- (2) 全ての教科において「主体的・対話的で深い学び」を推進していくために、児童・生徒のコミュニケーション力を育成し、一人一人が違いを認め合い、自分らしさを発揮できる学級づくり、集団づくりに努める。
- (3) 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進し、児童・生徒が社会参画する上で必須となる力を培う。
- (4) 府立高等学校の特色づくり、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることを踏まえ、全ての生徒に対して進路保障を図る観点から、進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図るとともに、中学1年生時より適切な指導・支援を計画的に行う。
- (5) 総合的な学習の時間を柱に、探究的な学習を重視するとともに、教科横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作成する。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導や、確かな学力を育成する指導等を推進するとともに、効果検証に努め、その結果を生かし、指導方法の工夫改善を図ること。
- (2) 児童・生徒のコミュニケーション力の育成に向け、小・中学校の各学級・各教科において、対話のある授業及び互いに認め合える集団づくりに努めること。
- (3) 「キャリア・パスポート」を活用するに当たって、児童・生徒が振り返りの中で、自らの変容に気付き、自己理解を深め、主体的に学びに向かう力を付けていくことができるよう努めること。
- (4) 進学希望者に対しては、進路選択が多様化してきていることから、高等学校合同学校説明会や、各高等学校が実施する体験入学等を活用し、進路に係る情報収集・提供など、学校において適切なアドバイスと支援に努めること。
- (5) 進路に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制の下、全ての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うよう努めること。
- (6) 社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域を含めた社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図る。

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

#### 【小中一貫教育推進に係る主な取組】

- 小中一貫教育推進協議会の開催
- 小中一貫教育推進協議会事務局会議 月例で開催
- 全体研修会：夏季教育セミナー全体会、小中合同授業研究会として開催
- つなぎングスクール（合同授業参観、小学校6年生による中学校での授業・部活動体験等）
- 研究発表会等への参加

## 【2】確かな学力の育成

### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 全国学力・学習状況調査、大阪府中学生チャレンジテストや大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）等を有効に活用し、児童・生徒の学習状況を詳細に把握し、各学校の実情を踏まえた具体的な教育目標を設定し、課題の焦点化により、具体的取組を学校全体で進めることで、PDCAサイクルを機能させる。
- (2) 設定した目標の実現を目指して、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施する。
- (3) 加配教員を有効に活用し、習熟度別指導を含めた少人数指導の工夫による個別最適化及び協働的学びの実現を図る。
- (4) 安心して自分らしさを発揮できる学習環境の醸成に向け、ユニバーサルデザイン・合理的配慮による取組を推進し、児童・生徒が学び合うための学習規律の確立に努める。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく指導体制を組織的に取り組む。
- (5) 児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進する。また、主体的・対話的で深い学びによる学習形態の授業づくりを推進する。
- (6) 小中学校においては、学校図書館や町立図書館を積極的に活用し、読書が好きな児童・生徒の増加に努める。また、学校図書館司書と連携を密にし、教材研究を共同で行う等、学校図書館を有効に活用する授業の在り方についても研究を推進する。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 大阪府中学生チャレンジテスト（全学年対象）、大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ、第5・6学年対象）及び全国学力・学習状況調査（小学校第6学年・中学校第3学年対象）の結果分析から本町の児童・生徒の学力等の実態把握を行い、課題の焦点化と課題に正対した取組を実施すること。
- (2) 全ての児童・生徒が主体的に学びに向かう力（資質・能力）の育成を図ること。児童・生徒が自分に合った学び方を習得する学習改善に取り組む。具体的に学習環境、学習課題、学習形態、学習評価の4点について改善に取り組むよう指導すること。
- (3) 教育センター「学校支援本部」の支援と協力を得ながら、学校と保護者・地域の協働・連携によって、児童・生徒に対し自学自習力の育成を図ること。
- (4) 探究のプロセスを「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現に分けた探究中心の授業づくりを1年間の見通しを持って、計画・実施すること。
- (5) スクールエンパワーメント推進事業（確かな学び推進校）を旗艦校に、全小中学校において、「対話・話し合い活動」の指導研究に努め、主体的・対話的で深い学びの授業づくりを推進すること。
- (6) 各学校において、ICT活用を効果的に活用するために、ICTワーキング・グループ等の組織を立ち上げ、積極的活用が可能な教員を中心に、情報共有及び取組を推進すること。また、町内小中学校で文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の利用が可能になったことを鑑み、学力調査以外の場面でも積極的な活用を実施すること。

### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 大阪府教育庁 スクールエンパワーメント推進事業（SE事業）
  - ・確かな学びを育む学校づくり（第一小学校、第一中学校）
- 大阪府教育庁作成「ことばのちから」活用シートの活用
- 島本町「子どもの学び」サポート事業
  - ・教育センター「学校支援本部」の協力による自学自習力の育成

※カリキュラム・マネジメント

学習の効果の最大化を図るため、教育課程（カリキュラム）を3つの側面から見直しを行うこと。

【3つの側面】

- ・教科等横断的な視点
- ・教育課程の実施状況を評価・改善
- ・必要な人的又は物的な体制を確保

### 【3】英語教育の推進

#### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 就学前（保育所5歳児・幼稚園）では、定期的に外国人講師による体験的・活動的な英語活動・多文化理解教育を実施する。
- (2) 小中学校においては、英語を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ち等を英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行うよう努める。
- (3) 授業アンケートや英語能力判定テストを活用し、児童・生徒の学習成果や課題を客観的に検証する。
- (4) 小学校では、聞くことを中心に外国語に慣れ親しませ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

#### 【本年度の指示事項】

- (1) 外国人講師の活用にあたっては、法令を順守し、適正な活用に努めること。また、長期休業中等を活用して、研修等を行えるよう努めること。
- (2) 英語教育の取組や成果を保護者・地域へ情報発信を行うこと。
- (3) 小学校第5・6学年においては、専科教員や加配教員を十分に活用し、児童・生徒の資質能力向上や教職員の負担軽減に努めること。
- (4) 中学校では、外国人講師と双方向でのコミュニケーションの充実を図ることを目的に、1人1台端末を活用したオンライン英会話を複数回（中学校第1・3学年：年間5回、中学校第2学年：年間7回）実施すること。
- (5) 中学校英語科の授業について、オールイングリッシュを基本とし、生徒の発話量を増やし、生徒が英語に触れる機会を充実させるよう努めること。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすること。

#### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 英語教育に係る加配教員の配置
  - ・小学校英語専科指導加配：第一小学校、第二小学校
  - ・指導方法の工夫改善定数加配（外国語）：第一中学校、第二中学校
- 英検 I B A（英語能力判定テスト）の実施（中学校）

## 【4】豊かな人間性の育成

### ≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

- (1) 全ての児童・生徒にとって安心して学べる教室をつくるため、児童・生徒理解に基づく信頼関係を構築し、自己肯定感及び自己有用感を高めることができるよう、成長を促す指導を推進する。
- (2) 児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。一人一人の児童・生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方について考えを深めるとともに、日常生活や様々な場面や状況で、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質の向上を図る。
- (3) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決を目指した教育を人権教育として総合的に推進する。その基盤となる力（全ての児童・生徒の自尊感情を育むとともに、自己実現する力、物事を確かな根拠に基づいて、客観的・論理的に考える力、自他の人権を認め合うとともに、行動にうつすことができる力）を育成する。
- (4) いじめ・暴力行為等の問題行動に対して、学校のみならず家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、府のスクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、関係機関が一体となったチームによる取組を推進する。
- (5) 「島本町いじめ防止等基本方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組む。学校において、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組が推進されているか点検するよう努める。また、日頃から、いじめの早期発見や対応の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導する。
- (6) ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげる。
- (7) 子どもへの虐待防止に関しては、教職員一人一人が虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見・早期対応に努め、関係機関との連携に努める。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 情報発信による他者への影響、ネットワーク上のルールやマナー、情報には自他の権利があること、情報には誤ったものや危険なものがあること、健康を害するようなネット依存に陥る可能性があること等、自らの行動について考えさせる情報モラル教育を実施すること。
- (2) 全ての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。
- (3) いじめの早期発見・早期対応については、日常から子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう信頼関係を築くこと。教職員がいじめ（疑いを含む。）を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策会議を開催し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。
- (4) 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することを目指せるよう、島本町適応指導教室や民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。
- (5) 子どもへの虐待の防止に当たっては、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、「虐待を発見した場合」や確証がなくても「疑いのある場合」には、校長・園長・所長を窓口として子ども家庭センター、教育委員会、要保護児童対策地域協議会などに速やかに相談や通告を行い、学校・幼稚園・保育所等として組織的に対応するとともに各関係機関と継続的な連携を図ること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している子どもに対して、定期的な安全確認を行うこと。
- (6) 児童・生徒一人一人の心身の状況把握に努めるとともに、様々な思いや悩み、不安を持つ児童・生徒に対して、保護者や専門家、関係機関と連携しながら、教職員全体で支

えていくこと。

- (7) 感染者や医療従事者及びその家族等に対し、偏見や差別が生じないように十分に留意し、意識の醸成に努めるとともに、正しい知識と理解を求める学習や、いじめを起こさない学校・学級づくりを一層推進させること。
- (8) 令和4年度に実施した児童・生徒への面談回数よりも3回以上増やし、同年度に支援が必要な子どもを発見した人数よりも60人以上増やすこと。

**◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶**

- 町小中生活指導研究協議会の開催 月例で開催
- 町教研専門部会「道徳部会」の開催 定例開催
- 町人権教育研究協議会の開催
- あいさつ運動の実施や町内一斉清掃活動への参加
- 学校教育自己診断の実施

## 【5】健康教育・保育の充実と体力づくりの推進

### ≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

- (1) 健康教育（保健・安全教育及び食に関する指導）の推進に当たっては、学校保健委員会等を組織し、全ての学校で健康や食育に関する全体計画、年間指導計画を継続して策定する。その際、体育・保健体育や生活科等の教科と「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図る。また、保護者を委員とした学校保健委員会を開催するなど、家庭や地域との連携による健康教育推進に努める。
- (2) 幼稚園・保育所では、小学校との接続を図るため体育遊び等のプログラム開発研究を進める。小中学校では、体力向上の取組推進に当たり、大阪府教育委員会が作成した「体力向上実践事例集」を活用し、各学校の状況や子どもの実態に応じた体力づくりの取組を進める。また、町内の小中学校全学年において、継続して新体力テストを、小学校3・4年生においてICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）を実施する。
- (3) 児童・生徒が様々な運動の特性に触れることができるよう、体育授業の充実や地域人材等の活用を進めながら、スポーツや運動遊びの日常化を図り、児童・生徒の運動習慣の確立に努めるよう指導する。
- (4) 子どもの基本的な生活習慣を確立するため、「健康3原則」（調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠）の理念に基づき、家庭との連携（保護者集会や懇談会等での啓発など）に努める。
- (5) 食育基本法を踏まえ、食育推進基本計画（学校における食育の推進・学校給食の充実）を具現化していくため、食事を作る楽しさを知り、栄養や食事のとり方を理解し、望ましい食生活を送る心構えを養い、また、家庭においても自ら栄養バランスに関心を持ち、食に関する役割を担える児童・生徒の育成に努める。
- (6) 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図り、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアルを定期的に見直し、研修等において教職員に周知を図る。
- (7) 性に関する指導については、幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、教職員が理解し、実態に応じた指導に努める。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止の指導については、教職員や保護者への啓発も含め、関係機関や専門家等を活用しながら、学校教育活動全体を通じて適切に取り組むこと。とりわけ、中学校については、薬物乱用防止教室等を年に1回以上開催すること。  
また、性教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、全教職員の共通の理解の下、校内体制を整えるとともに、集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、適切な指導を行うこと。
- (2) 部活動については、「島本町部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を基に、各中学校の部活動に係る活動方針にのっとり、生徒の自主性・主体性を尊重し、休養日の設定等望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施すること。また、部活動の地域移行に関わる事項を主たる議題として、これに係る環境の整備を推進するため、部活動地域移行検討連絡会（仮）を設置すること。
- (3) 「熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」を参考に、暑さ指数が31℃以上となった場合は運動中止としたことから、通常の体育の授業・水泳の授業・部活動・校外学習・学校行事等においても、適切な実施の判断を行うこと。暑さ指数による指標を活用し、適切な措置を講じるなど熱中症事故の防止に万全を期すよう、教職員に指導すること。
- (4) 新学習指導要領の中学校保健分野において、「がんについても取り扱うものとする」と明記され、健康教育の一貫として、自他の健康と命の大切さについて学び、がんに対する正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深める「がん教育」の実践に取り組むこと。
- (5) 健全な学校生活を送る上で食事の栄養バランスを考えることは、学習意欲・集中力・体力を向上させるために大切な課題であることから、望ましい食習慣の形成に結びつ

く実践的な態度を育成できるよう、食育の取組を実施すること。また、学校給食・食育を通して自らの食生活を振り返ることにより、生活習慣を見直し、改善していく意欲を培い、今後生涯に渡って食生活を営んでいく基礎を築いていけるよう指導すること。

- (6) 食物アレルギーを有する児童・生徒の安全を最優先とし、普段から食物アレルギー対応委員会等での緊急時における対応を定期的を確認し、対応できるようにすること。

対応申請の確認から面談や対応開始まで、必ず複数で確認するとともに、誰もが対応の流れを把握した上で、組織的に対応できるようにすること。また、事故及びヒヤリハット等が発生したときは、校内で情報共有を行い、改善策等を検討すること。

#### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町教育研究協議会＜体育部＞の開催定例開催
- 薬物乱用防止教室の開催（中学校）
- 体育授業で地域人材や学生ボランティアとの連携
- 体育指導方法の習得・研究

## 【6】保幼小連携の推進

### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 就学前及び義務教育を通じて育てる島本の教育・保育で目指すべき子ども像の具現化を図り、「みづまるキッズプラン3か年計画」を推進する。（学識経験者意見）
- (2) 町立幼稚園・保育所においては、幼児の発達と思考を踏まえたアプローチカリキュラムを策定し、令和6年度からの実施に努める。
- (3) みづまるキッズプラン策定委員会において、幼児期の「遊びや生活を通じた学び」と就学後の「主体的に自己を表現する学び」をつなぐ、スタートカリキュラム（案）を試行する。
- (4) スタートカリキュラム（案）の試行を踏まえた上で、スタートカリキュラムを策定し、令和6年度からの実施に努める。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 全町的な学校・幼稚園・保育所間連携の推進に当たっては、各種協議会（「島本町小中一貫教育推進協議会」、「島本町保幼小連携推進協議会」等）を中心に組織的な展開に努めること。
- (2) 町立小学校の1・2年生においては、スタートカリキュラム（案）の試行に当たり、主に生活科の授業時間を活用した「かがく遊び」による実践事例を積み上げていくこと。
- (3) 幼児期において遊びや生活を通して育まれた「感じたことを自分なりに表現する力」、「学ぶ力」、「人と関わる力」を、小学校におけるスタートカリキュラム（案）の試行によって、「自己表現力」、「課題探求力」、「社会参画力」等の見えない学力の育成につなげること。

#### ※「かがく遊び」の定義

「もの（物質）」や「こと（現象）」の性質や仕組みを感じ取り、子どもたちが自分自身で考えたり、他者に伝えたり、話し合ったりするスキルを学ぶ。

#### ※アプローチカリキュラム

幼児期の興味・関心や気持ちを大切にしたい学びと育ちを、小学校生活や学習につなぐ幼児期のカリキュラム

#### ※スタートカリキュラム

幼児期の遊びや生活を通じた学びと育ちを、主体的に自己を表現する学びにつなぐ小学校低学年の教科横断的カリキュラム

### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

#### 【保幼小連携教育推進に係る主な取組】

- みづまるキッズプラン策定委員会の開催
- 保幼小連携推進協議会の開催
- 保幼小交流会の実施（幼児・児童の様子や行事等の情報交換）
- 保幼小連携推進協議会実践発表
- 保幼小交流活動（年長児と1年生）の実施

## 【7】支援教育・保育の充実

### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 平成28年4月1日から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、合理的配慮が適切になされ、ユニバーサルデザインのある学びが提供されるよう、障害のある子を含む全ての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を行う教育の推進を図る。
- (2) 発達障害を含む障害のある全ての子ども一人一人が安心して過ごせる教室づくりを推進するとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進める。
- (3) 島本町支援教育研究協議会を中心に町全体の支援教育について、各保幼小中間の連携支援を推進することで、切れ目のない支援の充実を図る。
- (4) 通級指導教室での効果的な指導・支援が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図る等、教師間の連携に努める。
- (5) 特別支援学級では、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を取り入れる。
- (6) 0歳から20歳までの連続した支援体制を目指し、支援が必要な子どもに対するライフステージに応じた連続性のある「縦と横の連携支援」を推進する。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の充実を図ること。
- (2) 就学相談・指導に当たっては、子どもの教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組の充実を図ること。
- (3) 通級指導教室との連携を柱に、支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図り、インクルーシブ教育の実現を目指すこと。
- (4) 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを前提とした教育課程を編成するとともに、通常学級で学ぶ全ての子どもにとっての合理的配慮の充実を図ること。
- (5) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障害のある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」の制度等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供を行うなど、ガイダンス機能の充実を努めること。
- (6) 0歳から20歳までの連続した切れ目のない支援を実施していくために、教育センター連絡会を柱に各関係機関の連携を図ること。

### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

#### 【島本町支援教育研究協議会に係る主な取組】

- リーディングスタッフによる巡回相談・研修の開催
- 支援教育コーディネーター連絡会の開催
- 保護者対象の講演会の開催
- 障害者理解に係る講演会の開催
- 保幼小交流の実施
- 通級指導担当者会議の開催（月1回）
- 教育センター連絡会の開催（月1回）
- 相談事業の実施（発達・就学・教育相談、個別の療育[言語指導]）

## Ⅱ 信頼される学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

### 【1】地域に根付いた学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の推進

#### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 校長・園長・所長・室長は、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の運営体制の確立に当たり、経営方針等を教職員に周知し、教育・保育目標の共有化を図る。また、各分掌組織の活性化に努め、教育・保育目標を達成するための組織的な取組を推進する。さらに、学習指導、生徒指導等における現状の把握・分析に努め、その課題解決を図るため、可能なものについては数値目標を挙げるなど、具体的な目標や、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価・整理する。
- (2) 小中学校においては、学校教育自己診断を年1回実施し、その分析結果を学校の教育活動に生かすとともに、学校協議会を年4回以上開催し、保護者や地域社会の意見や評価を学校の運営改善に反映させる。また、教育週間等を通じて学校協議会委員による教育活動・授業等の参観を実施し、各委員が学校の状況を的確に把握できるよう取り組む。また、各学校における学校運営協議会の設置に向け、各学校は教育委員会事務局とも共同で検討を進める。
- (3) 地域社会の持つ教育資源である多様な人材を、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動に積極的に活用するため、学校を支援する地域組織である島本町教育センター学校支援本部との連携を図るとともに、保護者や地域と一体となった教育コミュニティづくりを進め、小中一貫教育に係る縦（校種間）と横（学校と地域社会）の関係を強化する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、幼児・児童・生徒の学びを保障していくこと。

#### [本年度の指示事項]

- (1) 社会に開かれた教育課程を実現するために、学校の経営方針、教育目標、学校教育自己診断結果、学校協議会における協議内容等について、保護者等にできる限り分かりやすく周知を図る方策を講ずること。また、「みづまるキッズプラン（3か年）計画」において、実施目的及び内容について、保護者へ広く丁寧な周知を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図るよう努めること。
- (3) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室の様々な教育活動を支援する地域人材のボランティアや学生ボランティア等の活用については、学校支援本部と連携を行い、子どもの実態やニーズ、学校の状況に応じて適切な人材を配置するよう努めること。
- (4) 学校運営協議会設置に向けて準備を行い、地域とともにある学校づくりを推進すること。

#### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 学校協議会の開催
  - ・各学校における経営方針、学校運営に対する意見
  - ・各学校における取組等への支援、評価
- 保幼小連携推進協議会の開催
- 放課後学習会の実施（学校支援による学習ボランティアを活用）
- 地域ボランティアや学生による木工、家庭科等の授業支援の実施
- 放課後子ども教室や校庭開放の実施

## 【2】安全・安心な学校・幼稚園・保育所・学童保育室づくり

### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 校長のリーダーシップの下、学校安全計画に基づく学校全体としての活動や適切な役割分担に基づく事故・災害発生時の対応ができるよう校内体制を整えること。
- (2) 子どもの安全確保を図るため、施設設備の点検と整備の充実に努める。また、学校・幼稚園・保育所・学童保育室の内外を問わず、子どもの安全を確保するため、安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティアの協力を得ながら、登下校時の子どもの見守り活動の取組を促進する。  
さらに、人員の確保とともに、日常生活の様々な場面において、気軽に防犯の視点を持って、子どもたちの安全を守る活動、いわゆる「ながら見守り」※についても周知を行う。見守りの担い手の裾野を広げることで、犯罪の未然防止や地域の安全・安心に対する関心の醸成に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努めるとともに、子どもが安心して暮らせる環境づくりのため、「こども110番の家」運動の周知を図る。
- (4) PTA・保護者会や学校支援本部、自治会等との連携を強め、各校区の安全ボランティアの人材確保に努める。
- (5) 学習活動や学校行事、学校生活における様々な場面や、部活動等においても感染対策に努める。
- (6) 統合型校務支援システムを導入し、教員の業務の効率化を図り、そのことにより得た時間を活用して、児童・生徒及び保護者へのきめ細かな支援を行う。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 学校における実践的・実効的な安全教育を推進するとともに、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。
- (2) 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めるよう努めること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施するとともに、「こども110番」運動及び大阪府の事業「動くこども110番」を広報誌等で周知すること。
- (4) 大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておくこと。また、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図るなど、災害に備えた危機管理体制の確立に努めること。
- (5) 地域で子どもたちを守るという視点から、安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うとともに、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力を育成すること。
- (6) 全ての教職員が子どもの心肺停止に備え、AEDの使用を含めた心肺蘇生法を実践できるよう努めること。
- (7) 登下校時の通学路については、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。
- (8) 安全教育を通じ、児童・生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ること。
- (9) 安全ボランティアの人材確保に当たり、学校便りや学校ホームページにも募集記事を掲載するなど、活動者数の増加に努めること。また、多様な世代や事業者が、日常生活を行う際、防犯の視点を持って見守りを行い、合同点検等で把握された危険箇所において、安全ボランティアや保護者、地域住民の方々を中心とした「大人の目」を増やし、「一人区間」や「見守りの空白地帯」を減らしていけるよう努めること。
- (10) 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面を含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。特に、新型コロナウイルス

感染症に係る児童・生徒の不安やストレスの高まりに対して、スクールカウンセラー等と連携し、適切に支援するための相談体制等を整えること。

- (11) 児童・生徒及び保護者の授業の充実度を令和4年度比5%増加させること。また、学校に行くのが楽しいと感じる子どもの割合を令和4年度比5%増加させること。

※ながら見守り

登下校に限らず、更に見守りの担い手の視野を広げるため気負わず、構えすぎず日常生活を普通に送りながら、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり、清掃活動、通勤、仕事の外回りなどの場面において、子どもたちの安全を見守る活動のこと。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各教科における防災教育の展開、防災教育全体計画の作成
- 安全ボランティアの新規募集
- 学校教育自己診断の実施

### 【3】教職員の資質向上とサービスの徹底

#### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 校長は、授業づくり、学級づくり等、校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めるとともに、学校全体で組織的、総合的かつ継続的に取り組む。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成し、特に、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、全ての教職員のICT活用指導力を向上させる。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」は、年間スケジュールを遵守し、円滑かつ適切に実施する。
- (4) 校外の研修に参加した際には、必ず文書により復命するとともに、職員会議や各種委員会等の場で報告を行い、関係職員に成果を還元する。
- (5) 不祥事発生を予防し、未然防止を図るため、年間を通じて計画的に、服務規律の遵守や生徒指導体制の在り方について教職員全体で確認を行い、周知徹底を図る。
- (6) 行政文書や個人情報を適切に管理することはもとより、コンピュータでの情報の処理に当たっては、情報の漏洩が生じないように、電子情報や記録媒体の特質に応じた万全の対策を講じる。また、教職員一人一人の自覚を促すための研修を実施する。
- (7) 教職員間及び子どもに対するセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であることを踏まえ、指針に基づき相談窓口となる教職員を指定するとともに、必ず文書で明示し、教職員全体で共有する。
- (8) 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを全ての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりに努める。
- (9) 組織のリスクマネジメントについての理解を深め、教職員が基本的な姿勢を身に付けることを目的とする研修を実施する。

#### 【本年度の指示事項】

- (1) 校長のリーダーシップの下、教職員等が互いに学び合い、育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織マネジメントを推進すること。
- (2) 社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。また、ICT活用や支援教育、人権教育等、今日的課題に十分留意したテーマの設定を行うこと。
- (3) 「教職員の評価・育成システム」について、管理職は制度の趣旨を十分説明するとともに、それぞれの教職員が自らの意欲・資質能力向上のために具体的な目標を設定できるよう支援すること。
- (4) 大阪府教育庁作成の「不祥事予防に向けて」及び「体罰防止マニュアル」の携帯について、臨時的任用者を含む全教職員に義務付けるとともに、それぞれの研修を実施すること。また、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ、的確に事実関係を調査・把握し、教育委員会に報告すること。
- (5) 教職員に対し、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育・保育に携わる公務員として、保護者・住民から誤解を招くことのないよう職務に専念するよう指導すること。
- (6) 教職員の兼職・兼業については、地方公務員法及び教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続を経ること。
- (7) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室における様々な危機管理について、リスクを最小限に抑えるため、大阪府や町が作成した資料等を活用するとともに、周知のみにとどまらず、適宜訓練や研修等を実施することにより、全教職員の共通理解を図ること。
- (8) 教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から、「月45時間、年間360時間」を上限とし、長時間勤務の一層の縮減を図る必要がある。その一つとして、夏季休業日中及び冬季休業日中において学校閉庁日を設定し、原則として児童・生徒の登校及び部活

動を禁止するとともに、業務の休止を行うこと。

- (9) パワーハラスメントやモラルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止に向け、指針等を参考に研修を行うこと。また、ハラスメントに関する相談窓口を校務分掌で明示し、誰もが相談できる体制を整え、相談窓口及び相談体制が機能するよう改善を図ること。職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭自身がハラスメントに対する感覚を養い、快適な働きやすい職場環境づくりを率先して努めること。

万一、事象が生起したときには、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修等を改めて実施するなど再発防止に努めること。

#### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 町教育委員会主催の研修会の開催
  - ・人権教育研修
  - ・生活指導研修
  - ・学力向上研修
  - ・外国語活動・英語研修
  - ・道徳教育研修
  - ・キャリア教育研修
  - ・支援教育研修
  - ・幼小中一貫教育研修
  - ・初任者研修
  - ・10年経験者研修
  - ・食物アレルギー研修
  - ・給食指導に係る研修
  - ・保幼小合同研修
  - ・カリキュラムマネジメント研修
  - ・要保護児童対策地域協議会虐待防止研修
  - ・学童保育室指導員研修

## 【4】快適な教育・保育環境の整備

### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 学校・幼稚園・保育所・学童保育室施設の改修及び整備については、「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」その他の年次計画及び改修計画に基づき実施する。年次計画については、長期的視野に立ち、定期的に精査を行う。
- (2) 児童・生徒数の増加傾向や保育所・認定こども園の需要の高まりに伴い、必要な教室や保育所等の確保及び整備の計画を策定し、運営に支障がないように順次整備に着手する。
- (3) 学校事務職員の事務連絡会に教育総務課職員が必要に応じて参加し、情報交換と課題の共有を行う。また、課題の解決を通じて相互の協力関係を強化するとともに、効率的で組織的な学校経営支援体制の構築及びより計画的な予算執行に努める。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 「島本町学校施設長寿命化計画」及び「島本町保育施設長寿命化計画」に基づき、円滑に業務を進めること。
- (2) 各学校の事務部門強化と学校経営の充実を目指して、学校事務の共同実施の取組を引き続き進めること。
- (3) 待機児童が発生しないよう努めるとともに、施設の認可定員を超えて受入れを行う弾力運用の解消を図ること。
- (4) 全国的に保育士確保が困難な中、民間保育園における派遣保育士の活用について、支援すること。

### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 第一小学校屋内運動場長寿命化改修
- 第二小学校屋内運動場長寿命化改修
- 第三小学校下水放流切替
- 第一中学校屋内運動場屋上防水改修
- 第一中学校特別教室棟外壁改修
- 第二保育所内部床材等改修
- 民間保育園保育士確保促進事業

### Ⅲ 社会教育と生涯学習の推進

#### 【1】青少年健全育成の推進

##### ≪本年度の目標（具体的な取組内容）≫

- (1) 青少年関係の各事業において、参加者が人権問題を身近に捉えることができるような事業となるよう、運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。
- (2) 青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。
- (4) 家庭の教育力、地域の教育力の向上を図るため、学校、保護者、各家庭を取り巻く地域の大人たちが連携するネットワークづくりに努める。

##### 【本年度の指示事項】

- (1) 講師と事業の趣旨を共有しながら、事業参加者が人権意識を育むことができるような内容や教材づくりに努めること。
- (2) 事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。
- (4) 島本町いきいき・ふれあい教育事業実行委員会について、円滑な運営に努めること。

##### ≪関連する取組（本年度の施策や事業）≫

- 青少年人権教育事業の開催
  - ・親子体験学習
  - ・手話教室
  - ・アート教室
  - ・書道教室
  - ・学習支援の場
  - ・識字学級
- 解放子ども会の支援
- 青少年指導員協議会主管事業の開催
  - ・青少年健全育成大会
  - ・夜間パトロール
- 俳句大会の開催（中高生対象）
- いきいき・ふれあい教育事業の実施
- 「二十歳のつどい」の開催

## 【2】文化財保護の推進

### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 町指定文化財の指定等を進め、これらを活用した各種事業を展開し、文化財の保護及び啓発に努めるとともに、地域の活性化を図る。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での開発に伴う調査を実施し、遺跡の記録保存と保護に努める。
- (3) 埋蔵文化財の調査で見つかった資料を活用し、文化財保護の普及啓発を推進する。
- (4) 歴史文化資料館を拠点に、郷土を中心とした歴史・考古・民俗等に関する資料の調査を実施し、保存に努めるとともに、展示資料の充実を図る。
- (5) 歴史文化資料館について、管理運営に支障のない範囲で、住民交流の場として施設の使用を許可し、文化財の保存と活用の両立を図る。
- (6) 史跡桜井駅跡史跡公園内に存在する石碑等を、適切に維持管理し、文化財の保存及び普及啓発に努める。

### [本年度の指示事項]

- (1) 新たな町指定文化財の指定等に向けて、調査・研究に取り組むこと。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地内・包蔵地外での調査を適切に実施すること。
- (3) 埋蔵文化財の調査で見つかった遺構の復元や遺物の展示などを行い、住民及び来訪者に対して埋蔵文化財に触れる機会を提供し、周知・啓発に取り組むこと。
- (4) 文化財資料調査を基に、郷土に関連した展示を行うこと。また、本町で昔から使用されている生活の道具を展示し、本町の暮らしの移り変わりを学ぶ場を提供すること。
- (5) 歴史文化資料館について、引き続き住民交流の場及び情報発信基地としての活用に取り組むこと。ただし、施設使用許可に当たっては、必要に応じて条件を付すなど、所蔵資料及び建物の保存と活用を両立するよう、万全を期すること。
- (6) 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財について、安全に公園を利用できるよう維持管理するとともに、適切に文化財の保存を行うこと。

### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 町指定文化財等候補の調査
  - ・町内の古文書調査
  - ・水無瀬家の資料調査
- 埋蔵文化財の調査
- 尾山遺跡池泉跡移築復元工事
- 歴史文化資料館の展示
  - ・企画展の開催
  - ・常設展の充実
- 歴史文化資料館の活用
  - ・講演会
  - ・施設利用の促進
- 史跡桜井駅跡史跡公園内の文化財の維持管理

### 【3】生涯学習活動の推進

#### 《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 各種文化教室事業において、より多くの住民が参加できるよう、生涯学習活動の充実を図る。
- (2) 生涯学習の推進を図り、各部局の所管事業を住民が身近に理解できるよう、講座内容において取り上げるなど、学習内容の見直しを図る。
- (3) 町内で活動する生涯学習関係団体に関する広報を積極的に行い、住民の学習機会の充実を図る。
- (4) 学習活動を通じて、文化の推進を主体的に担える人材育成に努め、かつ、団体の育成に努める。

#### 【本年度の指示事項】

- (1) 各種教室等について、開講数や時期について住民ニーズに応じた新規の教室事業を検討・開催することで、参加者の拡大に取り組むこと。
- (2) 講座の実施に当たっては、参加者ニーズを検証しつつ、他部局で実施している事業の活用なども検討し、学習内容の見直しに取り組むこと。
- (3) 生涯学習関係団体の活動内容などを掲載した紹介冊子の作成やホームページへの情報掲載等、各団体活動の広報に取り組むこと。
- (4) 生涯学習関係団体の設立支援として、引き続き各種教室等の修了者に対する団体制度の説明や、町内在住講師の起用など、積極的に取り組むこと。

#### 《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 各種教室等の開催
  - ・古文書講座
  - ・民謡教室
  - ・少年少女和太鼓教室
  - ・和太鼓教室(青年の部)
  - ・和太鼓教室(一般の部)
  - ・たのしい絵画教室
  - ・ポーセラーツ教室
  - ・グラスアート体験教室
  - ・浴衣着付体験教室
  - ・バルーンアートであそぼう！
  - ・扇子絵付け体験教室（令和5年度新規）
  - ・座学での学習講座（令和5年度新規）
- 文化祭事業実行委員会主催事業の後援
  - ・文化祭
- 生涯学習関係団体の支援

## 【4】図書館サービスの推進

### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) 様々な方に来館いただけるようホームページ等を活用し、図書の紹介や各種イベント情報などを積極的に利用者へ配信する。
- (2) 利用者が本を手に取り、興味を持って読んでいただけるよう書架の充実に努める。
- (3) 北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。
- (4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、関係機関と連携し、読書活動の推進を図る。
- (5) 除籍図書などの有効活用について引き続き検討する。

### 【本年度の指示事項】

- (1) 町立図書館に関する情報について、様々な媒体を活用し、配信の充実に努めること。
- (2) 毎月、季節や時事、年齢等に応じた特集コーナーを設け、本との新たな出会いの機会の充実に努めること。
- (3) 図書館の広域利用について、他市町相互の連携の下、円滑な運営に努めること。
- (4) 「島本町子ども読書活動推進のための方針」に基づき、学校・家庭・地域の連携による状況の変化に対応した読書環境づくりに努め、読書活動の推進を図ること。
- (5) 寄贈図書及び除籍図書の売却を継続して実施するとともに、リサイクルブックコーナーを設置し、利用者への還元を図ること。

### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- 定例的な事業の開催
  - ・おはなしかい（毎週土曜日）
  - ・わくわくかみしばい（毎月第1水曜日）
  - ・「赤ちゃんタイム」の実施（毎週土曜日・日曜日及び祝日）
- 年間予定の事業の開催
  - ・おはなしかいスペシャル（春・秋・クリスマス）
  - ・こどもの読書週間の取組
  - ・読書オリンピック
  - ・図書館まつり（おはなしかい・クイズラリー・コンサート）
  - ・なのはなのおはなし会（ストーリーテリング）
- 学校・団体と連携した取組の実施
  - ・「学校図書館専任職員連絡会」参加
  - ・子ども読書に係る関係機関等研修会
  - ・新任教員「社会体験研修」受入れ
  - ・小中学校の児童・生徒「図書館見学」受入れ

## 【5】スポーツ活動の推進

### ◀本年度の目標（具体的な取組内容）▶

- (1) ニュースポーツについて、広く住民へ周知を図り、普及に努める。
- (2) 町立体育館の整備について、町財政との整合性を図りつつ、調査検討を進める。
- (3) 利用者が安全に利用できるよう、スポーツ施設や備品等について、適切な維持管理に努める。
- (4) 定期的にスポーツ教室を開催し、生涯スポーツの普及啓発を図る。
- (5) 誰もが生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりに努める。

### 【本年度の指示事項】

- (1) ニュースポーツを周知するため、定期的に体験教室を開催する際には、効果的な周知の方法を検討・工夫するとともに、PTA行事への協力等により、ニュースポーツの普及に取り組むこと。
- (2) 町立体育館の今後の方向性について、関係部局と連携を図りながら、整備手法等の方針策定のため調査検討を進めること。
- (3) 町内スポーツ施設を適切に維持管理するとともに、計画的な修繕及び更新に努めること。
- (4) 参加者ニーズを検証しながら教室の内容を検討すること。
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持てる環境づくりのため、スポーツ関係団体等の活動の支援に努めること。

### ◀関連する取組（本年度の施策や事業）▶

- スポーツ推進委員協議会主管事業の開催
  - ・ニュースポーツ体験教室
- スポーツ施設の貸出し
  - ・町立体育館
  - ・東大寺公園テニスコート
  - ・学校教育施設の体育館・グラウンド・テニスコート
  - ・水無瀬川緑地公園スポーツ広場
- スポーツ教室の開催
  - ・ヨガ教室
  - ・ソフトバレーボール教室
  - ・ダブルダッチ教室
  - ・バドミントン教室
  - ・ジュニアテニス教室
  - ・体幹&ストレッチ教室
  - ・運動あそび教室
- 町民スポーツ実行委員会主催事業の後援
  - ・町民スポーツ祭
  - ・スポーツレクリエーション祭
- スポーツ関係団体の支援
  - ・社会教育関係団体
  - ・総合型地域スポーツクラブ



## 令和4年度島本町スポーツ推進委員協議会活動報告

	事業等	ニュースポーツ	研修等
4月		17日 体験教室(研修)(スローイングビンゴ)	27日 三島地区スポーツ推進委員連絡会(吹田市)※会長出席
5月		15日 体験教室(研修)(スリータッチビーチボール・スリータッチボール・デカスポテニス・キャッチング・ザ・スティック)	
6月	16日 第1回町民スポーツ実行委員会	19日 体験教室(研修)(いたっボール・アジャタ)	
7月		17日 体験教室(研修)(スリータッチボール・ポッチャ)	16日 三島地区スポーツ推進委員研修会(茨木市)
8月		21日 体験教室(リハーサル)(スローイングビンゴ)	
9月	16日 第2回町民スポーツ実行委員会	18日 体験教室(スローイングビンゴ)	
10月	2日 町民スポーツ祭 一週間前準備、実行委員打合せ会 8日 町民スポーツ祭前日準備 9日 町民スポーツ祭	※10月は不開催	
11月	28日 第4回町民スポーツ実行委員会	20日 体験教室(マウンテングラウンドゴルフ) ※雨天で中止	
12月	12日 しまもとミニマラソン大会	18日 体験教室(スリータッチビーチボール)	
1月		三島地区ふれあいスポーツ交流大会により未実施	15日 三島地区ふれあいスポーツ交流会(高槻市)
2月		19日 体験教室(スリータッチボール)	
3月		19日 体験教室(マウンテングラウンドゴルフ)	

※月に1回、島本町スポーツ推進委員協議会定例会を開催した。

令和5年度島本町スポーツ推進委員協議会活動計画(案)

	事業	ニュースポーツ普及指導	研修等
4月		16日体験教室 (キャッチング・ザ・スティックと アジャタ(柏))	三島ブロックスポーツ推進委員連絡会(会長)
5月		21日体験教室 (スリータッチボール(柏))	
6月		18日体験教室 (スリータッチビーチボール(田 畑))	
7月			三島地区スポーツ推進委員研修会(高槻 市)
8月		20日体験教室 (いタッボール(柿本))	
9月		17日体験教室 (スローイングビンゴ(津山))	大阪府スポーツ推進委員研修会
10月	町民スポーツ祭		
11月		19日体験教室 (マウンテングランドゴルフ(津 山))	
12月	しまもとミニマラソン大会	17日体験教室 (モルック(予定)その他(亀 山))	大阪府スポーツ推進委員初任者研修会 (未定)
1月			三島地区ふれあいスポーツ交流大会(島 本町)
2月		18日体験教室 (デカスポテニス(柿本))	3日4日近畿スポーツ推進委員研究協議会 (大阪開催)
3月	スポーツレクリエーション祭	17日体験教室 (キンボール(予定)(田畑))	

※月に1回、島本町スポーツ推進委員協議会定例会を開催する。

※ニュースポーツ普及指導については、依頼に応じて内容を検討し、指導を行う。

※広報しまもと3月号に特集を掲載する。

令和5年度ニュースポーツ体験教室の予定

日程	競技	担当委員	R4実績
4月 16日	キャッチング・ザ・スティック アジャタ	柏	研修(スローイングビンゴ 等)
5月 21日	スリータッチボール	柏	研修
6月 18日	スリータッチビーチボール	田畑	研修
7月 16日	(第三土?)三島地区スポーツ推進委員研修会		
8月 20日	いたっボール	柿本	研修(リハーサル)
9月 17日	スローイングビンゴ	津山	スローイングビンゴ
10月 15日	10月9日町民スポーツ祭(予定)のため開催しない		
11月 19日	マウンテングランドゴルフ	津山	マウンテングランドゴ ルフ(雨天中止)
12月 17日	(購入できていれば)モルック その他、玉手箱的な企画	亀山	スリータッチビーチボ ール
1月 21日	三島地区ふれあいスポーツ交流会(予定)のため開催しない		
2月 18日	デカスポテニス	柿本	スリータッチボール
3月 17日	キンボール (研鑽状況により変更もあり)	田畑	マウンテングランドゴ ルフ

※その他、府スポ推研修、初任者研修などある



第7回 三島地区ふれあいスポーツ交流大会 実施要項 (案)

- 1 目的 「スリータッチボール」の競技を通じて、地域スポーツの振興を図るとともに三島地区住民の健康増進と親睦を図ることを目的とします。
- 2 主催 三島地区スポーツ推進委員連絡会・島本町
- 3 主管 島本町スポーツ推進委員協議会
- 4 後援 吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、各教育委員会
- 5 参加対象 三島地域に在住、在学、在勤する方（中学生以下を除く）
- 6 日時 令和6年1月21日（日）（時間未定）
- 7 会場 島本町立第一中学校 体育館  
(島本町水無瀬一丁目19番4号)  
阪急水無瀬駅徒歩3分、JR島本駅徒歩6分  
※会場に駐車場はありません。公共交通機関を利用ください。
- 8 参加費
- 9 申込み
- 10 持ち物 体育館シューズ、タオル、飲み物など  
※暖房はありません。防寒対策をお願いいたします。
- 11 問合せ 島本町教育委員会生涯学習課 担当 西村  
電話075-962-6316

## 三島地区ふれあいスポーツ交流会での市町村負担金について

令和4年度の大会参加に際し、一度担当市に相談させていただきましたが、三島全体に関わる内容の為、連絡会で皆様のご意見を伺うこととなりました。  
ご検討をよろしくお願いいたします。

### 1 課題と考える点

人口規模、委員数の差があるなか、一律5,000円/協議会を徴収するのは、島本町にとっては負担が大きい  
参加費もあるため、委員一人ひとりの負担感は大きい

### 2 提案

傾斜配分にしてはどうか

委員数を四捨五入し、10人あたり1,000円

これまでより負担が大きくなる市町が出てはいけないので上限5,000円とする  
(島本1000円、撰津3,000円、高槻・茨木・吹田5,000円)

島本町教育委員会事務局  
教育こども部生涯学習課  
担当 西村  
電話 075-962-6316

## 第6回 三島地区ふれあいスポーツ交流大会 実施要項

- 1 目的 「デカスポテニス」・「スリータッチビーチボール」の競技を通じて、地域スポーツの振興を図るとともに三島地区住民の健康増進と親睦を図ることを目的とします。
- 2 主催 三島地区スポーツ推進委員連絡会・高槻市
- 3 主管 高槻市スポーツ推進委員協議会
- 4 後援 吹田市、摂津市、茨木市、島本町教育委員会
- 5 参加対象 三島地域に在住、在学、在勤する方（中学生以下除く）
- 6 日時 令和5年1月15日（日）13:00～18:00 予定  
受付（12:30～13:00）
- 7 会場 高槻市立総合体育館（大体育室）  
（高槻市芝生町4丁目1-1 電話 072-677-8200）
- 8 参加費 1チーム 500円（参加費は、大会当日徴収します。）
- 9 申込み 令和4年12月16日（金）までに指定の申込用紙（別紙①）に必要事項を記入し、各市町事務局までお申込みください。なお、申し込み後のキャンセルには、キャンセル料（参加費相当）が必要となる場合があります。
- 10 持ち物 体育館シューズ、タオル、飲み物、マスクなど（暖房はありませんので、防寒対策をお願いいたします。）
- 11 駐車場 最大120台程度の駐車場がございます（1時間毎に100円。（最大400円））  
台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関でお越しください。
- 12 その他 大会組織及びスケジュールについては別紙②をご覧ください
- 13 問合せ 高槻市文化スポーツ振興課 担当 加藤 ☎072-674-7649

【三島地区ふれあいスポーツ交流会 申し合わせ事項】

- 1 参加チームはスリータッチビーチボールで( 12 )チーム  
デカスポテニスで( 12 )チーム

- 2 各市町の参加チーム数の割り当ては次のとおり。

	スリータッチビーチボール	デカスポテニス
島本町(2)	1	1
摂津市(5)	2	3
吹田市(6)	4	2
高槻市(6)	3	3
茨木市(5)	2	3
合計	12	12

※割り当て数の増減がある場合は、高槻市までご相談ください。

- 3 試合時間15 分とする。(選手交代は自由とする。)

試合開始30 秒前で練習をやめ、試合の準備をする。

【審判等について】

デカスポテニス:主審は高槻市が担当し、その他は各市町の分担とする。

(副審及び得点係・線審(2名)の計4名)

スリータッチビーチボール:主審は吹田市で担当し、その他は各市町の分担とする。

(副審及び得点係・線審(2名)の計4名)

- 4 順位は勝ち点方式とする。

勝ち:3点 負け:0点 引き分け:1点

- ① 勝ち点の合計が同じとき、得点の合計が多い方。
- ② 次に、得点の合計が同じとき、失点の合計が少ない方。
- ③ 次に、失点の合計が同じとき、ジャンケン。

- 5 表彰は決勝戦各コートの1位のみ表彰する。

## 第6回 三島地区ふれあいスポーツ交流大会 参加申込書

競技種目 ※該当種目に○印	1	スリータッチビーチボール		
	2	デカスポテニス		
チーム名				
代表者連絡先	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	生年月日		年齢	
	電話			

選手氏名	住所	生年月日	年齢	電話番号
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				

※①にはキャプテンを記入してください。

※スリータッチビーチボールは3名以上、デカスポテニスは2名以上でお申し込みください。

上記のとおり参加申し込みいたします。

令和4年 月 日

申込者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

【申込締切】令和4年12月16日（金）

## 大会組織及びスケジュール

### 【大会役員】

大会会長 三島地区スポーツ推進委員連絡会会長 小谷 泰弘  
 大会委員長 高槻市スポーツ推進委員協議会会長 岩本 哲志  
 大会委員 泉野 浩孝・壽崎 司・亀山 里是

### 【競技委員】

審判長 高槻市スポーツ推進委員協議会 青木 光宏  
 副審番長 高槻市スポーツ推進委員協議会 山本 悦子  
 記録員 高槻市スポーツ推進委員協議会

### 【大会スケジュール】

受付 12:30～13:00 高槻市スポーツ推進委員協議会  
 開会式 13:00～13:20 司会 高槻市スポーツ推進委員協議会 錦戸 富雪  
     開会宣言 大会委員長 岩本 哲志  
     開会挨拶 大会会長 小谷 泰弘  
     来賓挨拶 高槻市街にぎわい部文化スポーツ振興課長  
             永野 奈津子  
     諸注意及び競技進行説明 審判長 青木 光宏  
     準備体操 高槻市スポーツ推進委員協議会  
 予選リーグ 13:30～15:25  
 休憩（集計） 15:25～16:05  
 決勝リーグ 16:05～17:20  
 集計 17:20～17:40  
 閉会式 17:40～18:00 司会 高槻市スポーツ推進委員協議会 錦戸 富雪  
     成績発表 副審判長 山本 悦子  
     表彰式 大会会長 小谷 泰弘  
     閉会挨拶 大会委員長 岩本 哲志

第6回 三島地区ふれあいスポーツ交流大会予算

(収 入)

費目	金額 (円)	
参加料	12, 000 円	一般の部 500 円×24 チーム
負担金	25, 000 円	各市町スポーツ推進委員協議会 5, 000 円× 5
繰越金	0 円	前回繰越金
合計	37, 000 円	

(支 出)

費目	金額 (円)	
需用費	円	賞品、事務消耗品等
役務費	円	保険料
合計	37, 000 円	

※保険料について、現在見積徴取中のため空欄となっております。

予選 組合せ表 (スリータッチビーチボール)

試合	時間	Aコート (主審：●●●)			Bコート (主審：●●●)			Cコート (主審：●●●)		
			No.	名前		No.	名前		No.	名前
1	13:30 ↓ 13:45	対戦	1	チーム1	対戦	5	チーム5	対戦	9	チーム9
			2	チーム2		6	チーム6		10	チーム10
		審判	3	チーム3	審判	7	チーム6	審判	11	チーム11
2	13:50 ↓ 14:05	対戦	3	チーム3	対戦	7	チーム6	対戦	11	チーム11
			4	チーム4		8	チーム8		12	チーム12
		審判	1	チーム1	審判	5	チーム5	審判	9	チーム9
3	14:10 ↓ 14:25	対戦	1	チーム1	対戦	5	チーム5	対戦	9	チーム9
			4	チーム4		8	チーム8		12	チーム12
		審判	2	チーム2	審判	6	チーム6	審判	10	チーム10
4	14:30 ↓ 14:45	対戦	2	チーム2	対戦	6	チーム6	対戦	10	チーム10
			3	チーム3		7	チーム6		11	チーム11
		審判	1	チーム1	審判	5	チーム5	審判	9	チーム9
5	14:50 ↓ 15:05	対戦	2	チーム2	対戦	6	チーム6	対戦	10	チーム10
			4	チーム4		8	チーム8		12	チーム12
		審判	3	チーム3	審判	7	チーム6	審判	11	チーム11
6	15:10 ↓ 15:25	対戦	1	チーム1	対戦	5	チーム5	対戦	9	チーム9
			3	チーム3		7	チーム6		11	チーム11
		審判	4	チーム4	審判	8	チーム8	審判	12	チーム12

令和4年度三島ふれあい交流スポーツ大会 予選組合表(スリータッチビーチボール)

チーム名		チーム1	チーム2	チーム3	チーム4	チーム5	チーム6	チーム7	チーム8	チーム9	チーム10	チーム11	チーム12	勝	分	敗	勝点	得点	失点	コート順位	全体順位	
A	1	チーム1	-	-	-									0	0	0	0	0	0	1	1	100
	2	チーム2	-	-	-									0	0	0	0	0	0	1	1	100
	3	チーム3	-	-	-									0	0	0	0	0	0	1	1	100
	4	チーム4	-	-	-									0	0	0	0	0	0	1	1	100
B	5	チーム5				-	-	-						0	0	0	0	0	0	1	1	100
	6	チーム6				-	-	-						0	0	0	0	0	0	1	1	100
	7	チーム7				-	-	-						0	0	0	0	0	0	1	1	100
	8	チーム8				-	-	-						0	0	0	0	0	0	1	1	100
C	9	チーム9								-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	1	100
	10	チーム10								-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	1	100
	11	チーム11								-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	1	100
	12	チーム12								-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	1	100

決勝 組合せ表 (スリータッチビーチボール)

試合	時間	Aコート (主審：●●●)			Bコート (主審：●●●)			Cコート (主審：●●●)		
		順位	名前	順位	名前	順位	名前			
1	16:05 ↓ 16:20	①	1位	チーム1	⑤	5位	#N/A	⑨	9位	#N/A
			4位	#N/A		8位	#N/A		12位	#N/A
		審判	3位	#N/A	審判	7位	#N/A	審判	11位	#N/A
2	16:25 ↓ 16:40	②	2位	#N/A	⑥	6位	#N/A	⑩	10位	#N/A
			3位	#N/A		7位	#N/A		11位	#N/A
		審判	4位	#N/A	審判	8位	#N/A	審判	12位	#N/A
3	16:45 ↓ 17:00	③	①の敗者		⑦	⑤の敗者		⑪	⑨の敗者	
			②の敗者			⑥の敗者			⑩の敗者	
		審判	①の勝者		審判	⑤の勝者		審判	⑨の勝者	
4	17:05 ↓ 17:20	④	①の勝者		⑧	⑤の勝者		⑫	⑨の勝者	
			②の勝者			⑥の勝者			⑩の勝者	
		審判	②の敗者		審判	⑥の敗者		審判	⑩の敗者	





# 令和4年度 第6回理事会議事録

日時：令和5年3月22日（水）午後2時30分～

会場：たかつガーデン「鈴蘭」

## 次 第

- 1 開 会 16名の出席
- 2 あいさつ 会長 齊喜 博美
- 3 議長選出 齊喜議長を選出
- 4 報告連絡
  - (1) 大阪府スポーツ推進委員初任者研修会について  
➡23名の参加 別紙アンケート結果紹介
  - (2) その他  
➡「バウンスポール体験会 in 鳥取」へ大阪市より3名の参加  
・誰もが親しみやすい競技。運動量が多い。  
ぜひ各市町村でも体験してほしい。  
※府協議会においてボール1球・ルールブック貸出可（鳥取県より寄贈）

## 5 議 事

### 【理事会】

- 第1号議案 令和4年度事業報告・令和5年度事業計画（案）について  
➡【承認】評議員会に提案
- 第2号議案 令和4年度収支決算（案）について  
➡【承認】評議員会に提案
- 第3号議案 令和5年度収支予算（案）について  
➡【承認】評議員会に提案
- 第4号議案 令和5年度大阪府スポーツ推進委員研修会について  
➡【継続審議】9月10日（日）エル大阪にて実施を決定  
講師については、次回理事会において提案。  
（トレーナー・ウォーキング講師・部活動地域移行関係等）
- 第5号議案 令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会について
  - ①実行委員会役員名簿（案）について  
➡【承認】新年度にウォーキング担当市町村へ依頼
  - ②実行委員会規約  
➡【承認】
  - ③実行委員会事務局規程  
➡【承認】
  - ④ウォーキング会について  
➡【継続審議】堺市（仁徳天皇陵周辺の歴史探訪ウォーク）  
大阪市（中之島・造幣局・大阪城周辺コース）  
三島地区（万博記念公園コース）  
コースの計画を確認。人員配置や業務委託等について実行委員会  
で審議し、詳細を確定。
  - ⑤講師について  
➡【継続審議】理事へ候補者の推薦を依頼

### 【表彰委員会】

各表彰における、大阪府の表彰基準（申し合わせ事項）改訂について

➡大阪市スポーツ推進委員協議会において、令和5年度に約700名が普通会员に登録予定。  
平成28年まで確保されていた各表彰における大阪市の推薦枠について再検討。

①大阪府スポーツ推進委員功労者表彰

・・・現行通り「原則として大阪府に12名枠を確保する。」

②近畿スポーツ推進委員協議会功労者表彰

・・・変更有「原則として大阪府に1名枠を確保する。」

③全国スポーツ推進委員連合功労者表彰

・・・変更有「原則として大阪府に2名枠を確保する。」

④文部科学大臣表彰

・・・変更有「原則として大阪府に1名枠を確保する。【奇数年（西暦）】

※なお、③、④の推薦枠については、前年度の普通会员数が基準となるため、大阪府の普通会员数の増加が反映されるのが、令和6年度の表彰からとなるため、令和6年4月1日施行とする。➡評議員会に提案

## 6 閉 会

大阪府スポーツ推進委員協議会

# 令和4年度 第6回理事会

## 資 料

日時：令和5年3月22日（水）午後2時30分～  
会場：たかつガーデン「鈴蘭」

# 大阪府スポーツ推進委員協議会規約

(名称)

第1条 この会は、大阪府スポーツ推進委員協議会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、当分の間大阪府教育庁教育振興室保健体育課内におく。

(目的)

第3条 この会は、府内市町村スポーツ推進委員連絡組織相互の連携を密にし、その活動の活性化を図り、相協力して府民スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 全国、近畿及び府内市町村スポーツ推進委員連絡組織相互の連絡提携に関すること
- (2) スポーツ推進委員の資質向上を図るための研究大会その他研究協議会等の開催に関すること
- (3) 社会体育に関する調査研究並びに資料収集及び交換幹旋に関すること
- (4) 体育・スポーツ・レクリエーションの啓発宣伝に関すること
- (5) 功労者表彰に関すること（規約は別途定める）
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 この会は、府内市町村スポーツ推進委員連絡組織をもって構成する。

(役員)

第6条 この会は、次の役員をおく。

理事 16名以上 20名以内（うち会長1名、副会長3名、理事長1名を含む）

評議員 各市町村1名（大阪市は2名）

監事 2名

(役員を選任)

第7条 理事および監事は、評議員の中から評議員会でこれを選任する。

2 会長、副会長および理事長は、理事の中から理事会でこれを選任する。

3 評議員が理事または監事に選任されたときは、評議員の資格を失い、その選出市町村は更にこれに代わる評議員を選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表して会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長からあらかじめ指名された副会長がその職務を総理する。

3 理事長は、会長の命を受けてこの会の日常の業務を掌理する。

(理事)

第9条 理事は、理事会を組織し、この会の事務を議決し執行する。

(理事の特別委嘱)

第10条 会長は、前条のほか学識経験者その他適当と認めるものを理事会の議を経て理事に委嘱することができる。

2 ただし、前項による理事は、全理事数の4分の1を超えることはできない。

(評議員)

第11条 評議員は、評議員会を組織し、重要な会務を審議決定する。

(監事)

第12条 監事は、会の財務を監査する。

2 監事は、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第13条 この会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠（または増員）役員任期は、前任者（または現任者）の残任期間とする。

3 役員任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(顧問および参与)

第14条 この会に顧問および参与をおくことができる。

2 顧問および参与は、理事会に諮り会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長が必要と認める事項についての諮問に応じ、参与は会長が委嘱した特別事項を処理する。

(事務局)

- 第15条 この会の事務を処理するために事務局をおく。
- 2 事務局に局長および職員をおくことができる。

(理事会)

- 第16条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じ会長がこれを招集しその議長となる。
- 2 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。ただし、あらかじめ書面により意思を表示した者は出席とみなす。
  - 3 理事会の議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会)

- 第17条 評議員会は、会長がこれを招集する。
- 2 会長が必要と認めるときは、臨時に評議員会を招集することができる。
  - 3 第16条の第2項および第3項の規定は評議員会に準用する。
  - 4 評議員会の議長は、評議員の中から互選する。

(専門委員会)

- 第18条 この協議会の事業を遂行するために必要あるときは、各種の専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会に関する事項は、理事会の議を経て会長が定める。

(経費)

- 第19条 この会の経費は、会費、寄付金、補助金、事業収入、その他収入をもって支弁する。
- 2 近畿スポーツ推進委員研究協議会の大阪府開催に係る積立金を特別会計口座で取り扱うものとする。

(会費)

- 第20条 この会の会費は、各市町村5千円(大阪市2万円)、およびスポーツ推進委員数に400円を乗じた額とし、毎年7月31日までに納入するものとする。
- なお、納入された会費は、返納しないものとする。

(会計年度)

- 第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算および決算)

- 第22条 この会の予算並びに事業計画は、評議員会の承認を受けるものとし、決算は、毎会計年度終了後、監事の監査を受けたうえ評議員会の承認を得るものとする。
- 2 予算の科目間において流用を行う場合は、理事会の承認を得るものとする。
  - 3 収支決算に剰余金がある場合は、翌年度に繰り越すものとする。

附則

- 1 この規約の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。
- 2 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。
- 3 この規約は、昭和36年9月14日から施行する。
- 4 この規約は、昭和39年5月15日から施行する。
- 5 この規約は、昭和43年5月21日から施行する。
- 6 この規約は、昭和47年6月20日から施行する。
- 7 この規約は、昭和51年5月18日から施行する。
- 8 この規約は、昭和52年5月17日から施行する。
- 9 この規約は、昭和53年5月19日から施行する。
- 10 この規約は、平成3年5月31日から施行する。
- 11 この規約は、平成4年5月22日から施行する。
- 12 この規約は、平成14年3月20日から施行する。
- 13 この規約は、平成16年7月9日から施行する。
- 14 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 15 この規約は、平成23年8月24日から施行する。
- 16 この規約は、平成28年5月10日から施行する。
- 17 この規約は、令和2年6月19日から施行する。

## 令和4年度大阪府スポーツ推進委員初任者研修会（報告）

1. 日 時 2023年1月28日（土）13：30 から
2. 場 所 エルおおさか（大阪府立労働センター）
3. 開催方法 集合・オンライン 同時開催
4. 次 第
  1. 開会あいさつ  
大阪府スポーツ推進委員協議会 会長 齊喜 博美
  2. 講師紹介  
大阪府スポーツ推進委員協議会 リーダー部会
  3. 講義（担当：リーダー部会）
    - ①スポーツ推進委員の資質と役割 浅田 昌子
    - ②スポーツ基本法・第3期スポーツ基本計画について 吉金 英明
    - ③事例紹介 岩重 敏子
  4. グループワーク  
「私たちスポーツ推進委員は、住んでいる地域のためにどのような活動ができるでしょうか。」  
東原 龍一
  5. 修了証授与
  6. 閉会あいさつ  
大阪府スポーツ推進委員協議会 リーダー部会長 小谷 恵美子

5. 参加者
 

現地集合型	20名（1名欠席）
オンライン	6名（2名欠席）

市町村名	参加者数（名）
豊中市	1
箕面市	1
茨木市	2
枚方市	1
門真市	1
東大阪市	2
柏原市	1
八尾市	5
富田林市	1
堺市	2
和泉市	3
岸和田市	4
貝塚市	1
熊取町	1

【アンケート結果】（別紙）

【来年度開催方法】

- リーダー部会において検討し、理事会で報告予定。

## 【別紙】アンケート結果

問1.今年度の初任者研修会はコロナ禍により集合型とオンラインの同時開催となりましたが、どのように思われましたか。
よかった
よかった
よかった
よかった
どちらともいえない
どちらかといえばよかった
よかった
どちらかといえばよかった
どちらかといえばよかった
どちらともいえない

よかった (50%)
どちらかと言えばよかった (30%)
どちらともいえない (20%)

問2.なぜ問1でそのように回答されましたか。受講までの準備、講義、グループワーク等について具体的にお書きください。
勉強になりました
オンラインでも不自由なく受講できたから。
皆様色々なご都合があると思います。参加者が多い方が良いので本人が都合がつく形が好ましいと思います。
受講する側にとっては、集合型とオンラインのように選択肢がある方が便利のため。
オンラインではグループワークがやりにくい。
コロナ禍ということで、集合しにくい方も参加できるオンライン開催があったのはよかった。ただ機器のトラブルなどで音声などが繋がりにくくなったりするので、集合型のみの方がよかったのかなと考えたりしたため。コロナ禍に関係なく、時間に間に合わないとか、少し体調が悪いなどがあっても、1人でも多くのご参加があって良かったと思います。
現地に行かなくても、お話が聞いてよかったし、グループワークで、知らない人とスポーツ推進委員としての悩みなどを聞いたこと。
他の地域のスポーツ推進委員の方と交流できたのがよかった。
コロナ禍とはいえ人と人のコミュニケーションは、顔を見て話すことが大切です、でも参加意識は大切なのでこのやり方も仕方ないと思います

問3.本日の研修会で、最も印象に残ったことをお書きください。
発表
スポーツ推進委員の役割と関係が多岐に渡ると言う事。
講師の方のお人柄がどの方も素晴らしかったです！
推進委員の皆様のヤル気が刺激になりました。
他市との交流ができた事。
最後の発表。 他市のスポ推さんと話すことでこのように考えているんだ、と事務局以外の視点での気づきを得られたこと。 多くのイベントをされている地域があり、驚きました。
地域と関連して色々な行事の協力や協賛などしているとわかったこと。
パワーポイントを、すごく一生懸命に作ってくださっているのが印象に残りました。
いろんな方とコミュニケーションが取れみんなの悩みが共通でした

<p><b>問4.本日の研修会に参加したことで何か学びにつながったことはありましたでしょうか。どのようなことを学んだのかについてお書きください。</b></p>
<p>各地域の実情や課題</p>
<p>年齢を問わずスポーツのコーディネーターを担っていくと言う事。</p>
<p>他の市町村の活動内容がよく分かりましたし、新しい方との出会いは新しい発見にもなります。</p>
<p>新たな気づきの場になりました。</p>
<p>人材の育成、新規人材確保が必要</p>
<p>スポ推さんの仕事に対する考え方。それに事務局としてどう向き合うか。</p>
<p>地域は、違って、同じような悩みを持たれているのだと考えさせられました。</p>
<p>自分の知っている地域活動だけでなく、地域によって色々な活動があるのだと勉強になりました。</p>
<p>研修への参加をきっかけに、スポーツ推進委員の本で勉強して、法的位置付けや役割を学びました。</p>
<p>手作り感がありいい内容でしたが、過去のことより、今何をするかこれから何をすることが大切なんだろうね</p>

<p><b>問5.本日の研修で学んだことを地域でどう活かすことができると思いますか。具体的にお書きください。</b></p>
<p>高齢化が進む地域に住んでいるから、健康づくりの企画を行ってきたい。</p>
<p>箕面市の事例報告について、茨木市にも応用出来ないか理事会で報告したいと思います。</p>
<p>イベントの実施に方法について、他市のやり方を参加にしたいと思います。</p>
<p>出来る事から、コツコツ。</p>
<p>自分の市について詳しくなることで、スポ推さんの活動を補助できるのではないかと思った。          ニュースポーツのイベントをしたかったら、商工さんや学校で行ってる行事を紹介するなど。          スポーツ推薦委員だけでなく、他種の委員と協力してスポーツの発展につなげていくことができていることを学びました。</p>
<p>出来るだけ市の行事に参加して色々勉強できたらと思います。          それを活かして、地域の活動の場を広げていけたら良いと思っています。          自分の地域で、スポーツの参加者の裾野を広げる活動をしたい。</p>
<p>若い世代は仕事がありなかなか参加出来ません健康寿命を考えて60歳以上が生かされる場所を作ること、          民生の方とかいろいろな立場の人と連絡を地域を盛り上げていくようにしたい</p>

<p><b>問6.その他全体について何かご意見がありましたらお書きください。</b>  <b>(取り上げてほしい事柄、開催方法、会場、日程についての要望など)</b></p>
<p>これからもオンライン研修を推進して行って欲しい。</p>
<p>講師の方のお話15分では物足りず、もっと色んなお話が聞きたいと心から思いました。</p>
<p>時間が長いのでもう少し短くする事を希望。</p>
<p>もっと初任者同士で交流できたらいいなと思います。</p>
<p>担当の方ご苦労様でした</p>

講義内アンケート

講義を受講前と受講後の変化

①	今、あなたが思っているスポーツ推進委員とはどのような役割があると思いますか。
②	初任者研修を受講して、スポーツ推進委員の資質と役割をどのように理解できましたか。
①	校区内でのスポーツされる人を増すしくみを作る。学校体育のしくみを変える。
②	ボランティア精神をもって自己研修につとめる。
①	市民がスポーツに関して関心を持ち、又、スポーツによって健康な体づくりをする為に1人でも多く参加出来る様働きかける。
②	各自治体でのスポーツイベント等など少しですが理解出来ました。
①	地域の方々とスポーツを通してコミュニケーションを行える場を作る。
②	コロナもあり、高齢者も多い地域ではありますが、何か1つでも出来る事をほかの地区例や、過去の行事と合わせて考え行動していきたいと思えます。
①	スポーツの助言に加えて、地域スポーツの推進役としてコーディネータという役割をもとめられている。
②	スポーツを指導する能力に加えて、他の団体と連携していくことが大事であると感じました。
①	スポーツイベントの役をする人。
②	市民のつながり、出席をどの様に広げていくか？スポーツを通じ、役割をはたせなければならないと理解しました。
①	市民へスポーツ普及を推進する役割。市民へスポーツの場を提供する役割。
②	スポーツ推進委員は、スポーツに関する深い関心、理解があり、職務を行うのに必要な熱意と能力が必要。そして関係機関と連絡、調整を行い、地域の人が求めるスポーツの機会を提供する役割がある。
①	地域の市民のスポーツ活動の推進やマネジメント。行政との調整。
②	地域のことをよく知り、市民が豊かな生活を営めるように活動する意欲があること。他の団体と協力、調整すること。

①	地域の人々が楽しくスポーツ出来るように。
②	地域団体と調整して地域の人々がスポーツを通じてともに体力の向上に取り組む。
①	地域スポーツの振興。ニュースポーツの普及。
②	スポーツ推進委員が単独で、企画実行してイベントを行うというより、色々な団体をまき込んでいく、というのも、重要な役割となっていくのが、よく分かりました。 そのためには、まず、地域の他の団体をまず知る、そして、連絡、調整できる資質が必要だと知りました。
①	住んでいる市にスポーツを広めていくことに助けていく事に対して協力、いかにスムーズにケガなく進めていく事を話し合いながらの代表。
②	地域に対してもっとスポーツを維新していくことに担っていかないといけない事がわかりました。月1回の会議では、イベントへの内容と担当割を決めていくことだけにとどまっていますが、委員としての責任を重く感じました。他の委員さんとお話しできた事が今日参加させていただいて本当に良かったでした。
①	市町村のみなさんが、気軽に、グラウンドにより、健康（心身ともに）で明るく日々を過ごせる（スポーツについての）お手伝いや、相談にのり、人と人のつながりを少しでもつくりだせたら。行政、団体（クラブ活動）との関係性が大事だと思います。
②	国の方針としてご協力をするべきはわかっていますが、積極的につながりをもち、少しでも皆様の生活の中にスポーツを取り入れて健康維持につとめてもらえるように、呼びかけていきたいと思う。行政、団体の方々と共につながりをもって。
①	自分の住んでいる地域のスポーツ活動に関わっていく。
②	スポーツに関心と理解をもち、地域スポーツの推進に努める。
①	コーディネーター。行政と地域の方とのつなぎ役。地域のスポーツ活性化。
②	役割：地域住民がスポーツを通して健康で豊かな生活を営めるよう、様々な団体（行政、スポーツ団体、学校、スポーツクラブ等）との調整役（連絡、企画、立案など）資質：社会的信望。スポーツに関する深い関心、理解。熱意と能力。
①	その市のスポーツを普及、推し広めていく役割。
②	事務局とは違う団体（能力や考え方）。その人達とうまく協力することで、相乗効果が生まれるのではないか。
①	地域の方々とスポーツを推進していく役割。スポーツをする人の裾野を広げる。
②	皆様が常日頃から努力していただいている一端を拝見させていただきました。 今後も事務局として一層精進して参りますのでどうぞよろしく願いたします。
①	スポーツ推進委員、何をしているのか知らなかった。イベントがあるよって、知らせることを気にしてる。
②	地域に何があるかを、まず知ること。
①	私は今年4年目になります。令和元年より活動を始め、先輩方のお話や活動を通じて思ったことは以下の通りです。 * 明るく、楽しく、元気に生活の中にスポーツをとり入れるよう支援を行う。 * 行事等のお手伝いやサポート、救急など運営に関わり実行する。 * 地域、市など諸団体との調整役。 など
②	自分の茨木市の活動の経験を、別で活動している大阪パラ協会の支援と重なるところが多々ありますが、受講してまた別の認識も高まりました。 * どの先生も人間的に素晴らしかったの。。。 自分自身が人に安心や和らかな心になって頂けるよう経験を通じて「人間力」を高めていきたい。 * そのうえで各団体とも、共に活動できるよう団体（スポーツ推進委員）としての魅力が高まるよう、信頼関係、人間関係を大切に、色々なスポーツ行事の調整役として、未来に向けて考えて行くことが大切だと思いました。

# 令和4年度 事業報告

## 1 代表派遣・参加推薦

名称	期日	会場	概要
(公社)全国スポーツ推進委員連合理事会	R4.5.20(金)	【リモート開催】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第64回全国スポーツ推進委員研究協議会(青森県)について</li> <li>・令和3年度事業報告の件</li> <li>・令和3年度貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録承認の件</li> </ul>
(公社)全国スポーツ推進委員連合定時総会	R4.6.9(木)	国立オリンピック記念青少年総合センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第64回全国スポーツ推進委員研究協議会(青森県)について</li> <li>・令和3年度事業報告の件</li> <li>・令和3年度貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録承認の件について</li> </ul>
近畿スポーツ推進委員協議会会長会(第1回評議員会及び事務担当者会)	R4.6.14(火)	兵庫県民会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度近畿スポーツ推進委員協議会役員(案)について</li> <li>・令和4年度近畿スポーツ推進委員研究協議会開催要項(案)について</li> <li>・令和4年度近畿スポーツ推進委員協議会功労者表彰について</li> <li>・近畿スポーツ推進委員協議会担当府県ローテーションについて</li> <li>・中ブロックスポーツ推進委員連絡協議会について</li> </ul>
第63回全国スポーツ推進委員研究協議会	R4.11.17(木)～ R4.11.18(金)	草津市YMIアリーナ 他(滋賀県)	<p>○大会テーマ 「わたSHIGA輝く未来のために」～スポーツでつながる喜びを～</p> <p>(1)講演 「今しかできないこと」 宇田 秀生 氏(東京2020パラリンピックトライアスロン競技PTS4 銀メダリスト)</p> <p>(2)スポーツ庁より情報提供 「運動部活動の地域移行と地域スポーツ環境の整備について」 大西 啓介 氏(スポーツ庁 総括官)</p> <p>(3)シンポジウム 「わたSHIGA輝く未来をつくる」 コーディネーター 木村 和彦 氏(早稲田大学スポーツ科学学術院 教授) シンポジスト 長積 仁 氏(立命館大学スポーツ健康科学部 教授) 奥田 睦子 氏(京都産業大学現代社会学部 教授) 山本 博一 氏(滋賀県スポーツ推進委員協議会 会長)</p> <p>(4)分科会 第1分科会テーマ 「わたSHIGA輝く未来をはぐくむ」 コーディネーター 長積 仁 氏(立命館大学スポーツ健康科学部 教授)</p> <p>〈発表者①〉 安富 圭司 氏(徳島県佐那河内村産業環境課 課長補佐)</p> <p>〈発表者②〉 阿部 洋介 氏(株式会社ルネサンス海外事業推進部 次長)</p> <p>〈発表者③〉 山崎 隆司 氏(滋賀県甲賀市スポーツ推進委員会 委員長)</p> <p>第2分科会テーマ 「わたSHIGA輝く未来をとともに」</p>

			<p>コーディネーター  奥田 睦子 氏(京都産業大学現代社会学部 教授)  〈発表者①〉  滝下 香代子 氏(京都府綾部市スポーツ推進委員協議会 会長)  〈発表者②〉  別宗 利哉 氏(石川県 GENESIS株式会社 代表取締役)  〈発表者③〉  川井 滋雄 氏(一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会アドバイザー)</p>
近畿スポーツ推進委員協議会会長会 (第2回評議員会及び事務担当者会)	R5.2.10(金)	ホテル日航姫路 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度近畿スポーツ推進委員研究協議会について</li> <li>・令和4年度近畿スポーツ推進委員研究協議会の開催概要について</li> </ul>
近畿スポーツ推進委員研究協議会	R5.2.11(土)～ R5.2.12(日)	アクリエひめじ 他 (兵庫県)	<p>(1)オープニングアトラクション  「令和に蘇る熱き姫路城甲冑隊 参上 姫路忍者 白鷺 蛸(かげろう)、新たな旅立ち」(出演 姫路城甲冑隊)  (2)基調講演  テーマ「スポーツにおけるリスク管理について」  西脇 威夫 氏(第二東京弁護士会)  (3)実技研修  ①スポーツ体験会  卓球バレー・ACE(エース)ボール・アジャタ・ボッチャ・おじやピンゴ・スパードライブ・シャフルボール・ポールウォーキング  ②ウォーキング会(姫路城周辺)</p>
(公社)全国スポーツ推進委員連合理事会	R5.3.9(木)	【リモート開催】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和5年度事業計画(案)の承認」について</li> <li>・「令和5年度収支予算(案)の承認」について</li> </ul>

2 研修会・共催等

(1) 研修会等の開催

名称	期日	会場	概要
令和4年度 大阪府 スポーツ推進委員 研修会	R4.9.10(土)	サーティホール	<p>&lt;講師①&gt; 高橋 明 氏 NPO法人アダプテッドスポーツ・サポートセンター Founder 大阪体育大学客員教授 シドニーパラリンピック車椅子バスケットボール全日本チーム総監督 「バラスポーツの魅力と可能性」</p> <p>&lt;講師②&gt; 嵯峨根 望 氏 東京2020パラリンピックシッティングバレーボール男子 日本代表 和泉市役所職員 「僕の宝物」</p> <p>&lt;資料展示&gt; 川村義肢株式会社</p>
令和4年度 大阪府 スポーツ推進委員 初任者研修会	R5.1.28(土)	エルおおさか 及びオンライン開催	<p>&lt;講義&gt; ①スポーツ推進委員の資質と役割 ②スポーツ基本法・第3期スポーツ基本計画について ③事例紹介 &lt;グループワーク&gt; テーマ「私たちスポーツ推進委員は、住んでいる地域のためにどのような活動ができるでしょうか。」 講師(リーダー養成講習会受講者 9名) ・高石市 : 小谷 恵美子 氏 ・寝屋川市 : 大東 貢生 氏 ・東大阪市 : 吉金 英明 氏                   宮前 佳子 氏 ・岸和田市 : 浅田 昌子 氏 ・富田林市 : 原 幹人 氏 ・貝塚市 : 千畑 よおみ 氏 ・箕面市 : 岩重 敏子 氏 ・羽曳野市 : 東原 龍一 氏</p>

(2) 共催・協力

名称	期日	会場	概要
大阪マラソン2023	R5.2.26(日)	大阪市	大阪府、大阪市、 (一財)大阪陸上競技協会 (大阪マラソン組織委員会に出席)
2022府民スポーツレクリエーション フェスティバル	R5.8~11月を 中心に開催 *スポーツレクリエーション 発表交流会を11月 月上旬に実施	万博公園他	府民の生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興に資することを目的に共催した。

### 3 会議等の開催(理事会・評議員会等)

名称	期日	会場	概要
第1回評議員会	R4.5.12(木)	たかつガーデン 「たかつ東中」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度事業報告について</li> <li>・令和4年度事業計画(案)について</li> <li>・令和3年度収支決算について</li> <li>・令和4年度収支予算(案)について</li> <li>・令和4.5年度理事・監事の選任について</li> </ul>
第1回理事会			<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4.5年度役員の選任について</li> <li>・理事の特別委嘱について</li> <li>・評議員の補充について</li> </ul>
第2回理事会	R4.6.3(金)	エルおおさか 南館734号室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4.5年度年度理事、評議員について</li> <li>・監事担当予定について</li> </ul>
第3回理事会	R4.8.2(火)	たかつガーデン 「カトレア」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度大阪府スポーツ推進委員研修会について</li> <li>・令和4年度全国スポーツ推進委員研究協議会について</li> <li>・令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会について</li> </ul>
第4回理事会	R4.11.16(水)	たかつガーデン 「鈴蘭」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度大阪府スポーツ推進委員初任者研修会について</li> <li>・令和4年度リーダー養成講習会について</li> <li>・令和4年度大阪府スポーツ推進委員研修会報告及び令和5年度大阪府スポーツ推進委員研修会について</li> <li>・令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会について</li> </ul>
第5回理事会	R5.1.24(火)	たかつガーデン 「鈴蘭」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供 部活動地域移行について</li> <li>・令和5年度大阪府スポーツ推進委員研修会について</li> <li>・令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会について</li> </ul>
第6回理事会	R5.3.22(水)	たかつガーデン 「鈴蘭」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度事業報告について</li> <li>・令和5年度事業計画(案)について</li> <li>・令和4年度収支決算について</li> <li>・令和5年度収支予算(案)について</li> </ul>

#### (表彰委員会)

名称	期日	会場	概要
第1回表彰委員会	R4.5.12(木)	たかつガーデン 「たかつ東中」	・文部科学大臣表彰について
第2回表彰委員会	R4.6.3(金)	エルおおさか 南館734号室	・(公社)全国スポーツ推進委員連合表彰について
第3回表彰委員会	R4.8.2(火)	たかつガーデン 「カトレア」	・大阪府スポーツ推進委員協議会功労者表彰について
第4回表彰委員会	R4.11.16(水)	たかつガーデン 「鈴蘭」	・近畿スポーツ推進委員協議会功労者表彰について

### 4 刊行物の発行

機関紙「府民のスポーツNO121」の発行(令和5年3月31日)

## スポーツ推進委員功労者表彰

【文部科学大臣表彰 3名】 期日：令和4年11月17日（木） 会場：YMITアリーナ（草津市）

小林 常男（松原市） 金場 栄司（泉佐野市） 大谷 敦子（豊中市）

【全国スポーツ推進委員連合表彰】 期日：令和4年11月17日（木） 会場：YMITアリーナ（草津市）

### ○功労者表彰（5名）

藤井 学（河南町） 古道 勝（東大阪市） 是洞 翼（堺市） 岩重 敏子（箕面市）  
柿本 哲夫（豊中市）

### ○優良団体表彰（1団体）

泉南市スポーツ推進委員協議会

### ○30年勤続表彰（12名）

黒川 光博（高槻市） 岸田 基子（高槻市） 田中 小夜子（茨木市） 黒住 啓二（松原市）  
鈴木 光子（泉大津市） 本田 ますみ（泉大津市） 高井 政雄（和泉市） 北野 幸子（和泉市）  
河原 千恵子（和泉市） 藤原 健太郎（和泉市） 松下 裕子（泉南市） 大野 照代（岬町）

【近畿スポーツ推進委員協議会表彰 7名】 期日：令和5年2月11日（土） 会場：アクリエひめじ（姫路市）

田代 梅男（田尻町） 横山 和男（大阪市） 星野 悦治（八尾市） 門中 隆（富田林市）  
高井 政雄（和泉市） 柏原 久子（池田市） 中村 博之（堺市）

【大阪府スポーツ推進委員協議会表彰 38名】 期日：令和4年9月10日（土） 会場：サーティホール（大東市）

平野 正子（大阪市） 戸川 こずえ（大阪市） 田中 紀子（大阪市） 畑 則子（大阪市）  
岩崎 義隆（大阪市） 大坪 奈穂美（大阪市） 吉岡 広（大阪市） 野上 裕志（大阪市）  
山田 邦義（大阪市） 田中 禎代（大阪市） 松本 光司（大阪市） 稲田 真砂子（大阪市）  
嶋田 節子（豊中市） 堀口 良浩（能勢町） 石伏 強（豊能町） 細見 尚子（吹田市）  
久保田 明子（高槻市） 上田 常弘（茨木市） 亀山 里是（島本町） 田淵 典一（寝屋川市）  
古川 富雄（門真市） 平井名 敏子（交野市） 安井 健治（東大阪市） 林田 政弘（東大阪市）  
牧本 保江（八尾市） 池下 定賢（柏原市） 興梠 由美子（富田林市） 南 直樹（河内長野市）  
吉川 修功（松原市） 東原 龍一（羽曳野市） 高垣 智寛（藤井寺市） 野村 祐介（河南町）  
尾谷 訓史（千早赤阪村） 小田 友重（堺市） 松岡 圭司（堺市） 武副 常一（岸和田市）  
秋山 正美（泉南市） 小林 三重子（阪南市）

# 令和5年（2023年）度 事業計画(案)

## 1 代表派遣・参加推薦

名 称	期 日	会 場
第64回全国スポーツ推進委員研究協議会	R5. 11. 16（木）～17（金）	リンクステーションホール青森 他 （青森県青森市）
令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会	R6. 2. 3(土)～4(日)	フェニーチェ堺 他 （大阪府堺市）
全国スポーツ推進委員連合総会、会議等	随 時	国立オリンピック記念 青少年総合センター他
令和5年度リーダー養成講習会	R6. 3月	国立オリンピック記念 青少年総合センター他

## 2 刊行物の発行

機関紙「府民のスポーツNo. 122」の発行（令和6年3月発行予定）

## 3 調査研究等

名 称	期 日	会 場
令和5年度大阪府スポーツ推進委員研修会	未 定	未 定
大阪府スポーツ推進委員初任者研修会	未 定	未 定

## 4 共催、後援、協賛、協力

名 称	期 日	会 場	主 催 等
大阪マラソン2024	未 定	大阪市	大阪府、大阪市、 （公財）大阪陸上競技協会
2023府民スポーツ・レクリエーション発表交流会	R5. 11月上旬	未 定	大阪府、府教育委員会等
各種講習会、研修会	随時		

## 5 功労者の表彰

文部科学大臣表彰・全国スポーツ推進委員連合表彰（功労者、優良団体）

近畿スポーツ推進委員協議会表彰・大阪府スポーツ推進委員協議会表彰

## 6 会議の開催

理事会・評議員会を適宜開催

令和4年度 大阪府スポーツ推進委員協議会収支決算(案)

収入の部

(単位：円)

大科目		予算額	決算額	差引	備 考
会 費		1,687,400	1,626,700	60,700	
	大阪府	1,034,400	995,200	39,200	43市町村・個人会費(1913名) R3 2011名
	全国個人会費	653,000	631,500	21,500	全国連合個人会費(@500×1263名) R3 1306名
補助金		100,000	100,000	0	全国連合から府研修会・初任者研修会補助
諸収入		54,208	55,889	▲ 1,681	みんなのスポーツ売上払戻し金・利息
繰越金		3,111,762	3,111,762	0	
合 計		4,953,370	4,894,351	59,019	

※(決算額) - (予算額)にて算出(差引マイナスに▲を付しています)

支出の部

(単位：円)

大科目	小科目	予算額	決算額	差引	備 考
事業費		1,450,000	955,152	494,848	
	派遣旅費	500,000	207,960	292,040	中ブロック会長、事務局派遣旅費・全国連合総会会長派遣旅費・近畿協議会会長、事務局派遣旅費・全国派遣旅費・近畿派遣旅費・リーダー部会派遣・初任者研修会リーダー派遣
	機関紙発行費	150,000	150,480	▲ 480	府民のスポーツ発行費
	調査振興費	800,000	596,712	203,288	府研修会(講師謝金・会場使用料・功労者表彰経費・研修会冊子等)・初任者研修会(講師謝金・会場使用料)・リーダー部会会場使用料
分担金		803,000	741,500	61,500	
	分担金	150,000	110,000	40,000	中ブロック(5,000円) 全国連合(正会員40,000円)・近畿(65,000円)
	全国連合個人会費	653,000	631,500	21,500	全国連合個人会費(1263名)
事務費		175,000	117,000	58,000	
	会議費	150,000	117,000	33,000	諸会議開催経費等
	通信費	5,000	0	5,000	
	消耗品費	20,000	0	20,000	
諸 費		8,000	5,500	2,500	振込み手数料等
賛助会費		20,000	20,000	0	全国連合・府障がい者スポーツ協会賛助会費
積立金		300,000	300,000	0	近畿研究協議会積立金
予備費		2,197,370	0	2,197,370	
繰越金			2,755,199	▲ 2,755,199	
合 計		4,953,370	4,894,351	59,019	

※(決算額) - (予算額)にて算出(差引マイナスに▲を付しています)

令和4年度大阪府スポーツ推進委員協議会収支決算について、監査の結果、帳簿は正確であり、証拠書類も整備され、適切であることを認めます。

令和 年 月 日

監事

監事

令和4年度 大阪府スポーツ推進委員協議会特別会計 収支決算(案)

令和5年3月31日現在

(単位：円)

	予算額	積立額	支出	合計	備考
平成29年度	300,000	300,000		300,000	
平成30年度	300,000	300,000		600,000	
令和元年度	300,000	300,000		900,000	
令和2年度	300,000	300,000		1,200,000	
	利息	9		1,200,009	
令和3年度	300,000	300,000		1,500,009	
	利息	10		1,500,019	
令和4年度	300,000	300,000		1,800,019	次回(R5開催予定)近畿スポーツ推進委員研究協議会(大阪府開催)に向けて
	利息	11		1,800,030	
	会場使用料(前納)		675,500	1,124,530	※会場の確保のために前納

※以降 年度ごとの積立状況を追加

令和4年度大阪府スポーツ推進委員協議会特別会計積立状況決算について、監査の結果、帳簿は正確であり、証拠書類も整備され、適切であることを認めます。

令和 年 月 日

監事

監事

令和5年度 大阪府スポーツ推進委員協議会収支予算(案)

収入の部

(単位：円)

大科目		R5予算額(A)	R4予算額(B)	増 減(A)-(B)	備 考
会 費		1,626,700	1,687,400	▲ 60,700	
	大阪府	995,200	1,034,400	▲ 39,200	43市町村・個人会費(1913名)
	全国個人会費	631,500	653,000	▲ 21,500	全国連合個人会費(@500×1263名)
補助金		100,000	100,000	0	全国連合から府研修会・初任者研修会補助
諸収入		55,889	54,208	1,681	みんなのスポーツ売上払戻し金・利息
繰越金		2,755,199	3,111,762	▲ 356,563	
合 計		4,537,788	4,953,370	▲ 415,582	

支出の部

(単位：円)

大科目	小科目	R5予算額(A)	R4予算額(B)	増 減(A)-(B)	備 考
事業費		1,450,000	1,450,000	0	
	派遣旅費	500,000	500,000	0	連合総会・理事会(東京)・全国(青森)・近畿(大阪) ※研究大会・会議・情報交換会
	機関紙発行費	150,000	150,000	0	府民のスポーツ発行費
	調査振興費	800,000	800,000	0	府研修会等開催諸経費等
分担金		781,500	803,000	▲ 21,500	
	分担金	150,000	150,000	0	全国連合・近畿
	全国連合個人会費	631,500	653,000	▲ 21,500	全国連合個人会費(1263名)
事務費		175,000	175,000	0	
	会議費	150,000	150,000	0	諸会議開催経費等
	通信費	5,000	5,000	0	郵券代
	消耗品費	20,000	20,000	0	事務用品購入費
諸 費		8,000	8,000	0	振込み手数料等
賛助会費		20,000	20,000	0	全国連合賛助会費・大阪障がい者スポーツ協会賛助会費
積立金		300,000	300,000		近畿研究協議会積立金
予備費		1,803,288	2,197,370	▲ 394,082	
合 計		4,537,788	4,953,370	▲ 415,582	

令和5年度 大阪府スポーツ推進委員協議会特別会計 積立状況(案)

令和5年3月31日現在

(単位：円)

	予算額	積立額	支出	合計	備考
平成29年度	300,000	300,000		300,000	
平成30年度	300,000	300,000		600,000	
令和元年度	300,000	300,000		900,000	
令和2年度	300,000	300,000		1,200,000	
	利息	9		1,200,009	
令和3年度	300,000	300,000		1,500,009	
	利息	10		1,500,019	
令和4年度	300,000	300,000		1,800,019	
	利息	11		1,800,030	
	会場使用料(前納)		675,500	1,124,530	※会場の確保のために前納
令和5年度	300,000				次回(R11開催予定)近畿スポーツ推進委員研究協議会(大阪府開催)に向けて

**【議案4】令和5年度大阪府スポーツ推進委員研修会について**

令和5年1月24日第5回理事会《継続審議》

➡①9月2日（土）ドーンセンター

②9月10日（日）エル・おおさか

③9月10日（日）ドーンセンター の順で、講師のスケジュール調整を依頼。

【講師候補】 パラ陸上 山本 篤 氏

※（事務局より）山本氏の講演は調整がつかず、**講師の再検討が必要。**

■会場について

（9月に空きのある大規模会場）

・大阪府立労働センター（エル・大阪）＜大阪市中央区＞

2023年9月

日	曜日	空き施設
1	金	
2	土	ドーン
3	日	
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	ドーン→エル
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	

日	曜日	空き施設
16	土	ドーン
17	日	エル
18	月	エル
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	

（2023年3月22日現在）

■講師候補者について

## 【議案5】令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会について

### ① 令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪府実行委員会役員名簿について

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 委員 19名
- (4) 監事 2名

- ・実行委員会役員は、府協議会理事が就任。
- ・メイン会場市町村及び、ウォーキング会会場の会長及び事務局に委員就任を依頼。
- ・事務局長は保健体育課長。

### ② 令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪府実行委員会規約

### ③ 令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪府実行委員会事務局規程

### ④ ウォーキング会について

令和5年1月24日第5回理事会《継続審議》

- 大阪市において4コース
  - 堺市において4コース
  - 万博記念公園のコース について、設定を依頼
- ※近隣の駐車場情報、観光ボランティアの料金等についても情報提供を依頼。

各市町村より

【大阪市】

【堺市】

【吹田市（三島地区）】

⑤講師について  
講演会講師候補者

ウォーキング講師候補者

■その他

令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪府実行委員会 役員名簿

役職	氏名	所属	職	市町村名
会長	齊喜博美	大阪府スポーツ推進委員協議会	会長	泉南・貝塚市
副会長	樫本哲夫	大阪府スポーツ推進委員協議会	副会長	大阪市
副会長	壽崎司	大阪府スポーツ推進委員協議会	副会長	三島・茨木市
副会長	小林常男	大阪府スポーツ推進委員協議会	副会長	南河内・松原市
副会長	小谷恵美子	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事長	泉北・高石市
委員	山田由香里	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	大阪市
委員	柿本哲夫	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	豊能・豊中市
委員	岩重敏子	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	豊能・箕面市
委員	新谷修	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	豊能・能勢町
委員	泉野浩孝	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	三島・摂津市
委員	宮垣義隆	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	三島・守口市
委員	澤田謙二	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	北河内・門真市
委員	青山香織	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	北河内・交野市
委員	吉金英明	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	中河内・東大阪市
委員	青木宏之	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	中河内・柏原市
委員	山根義文	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	南河内・藤井寺市
委員	白井徹男	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	泉北・堺市
委員	渡辺一	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	泉北・泉大津市
委員	市道淑裕	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	泉南・泉南市
委員	神野真人	大阪府スポーツ推進委員協議会	理事	泉南・阪南市
委員		堺市文化観光局スポーツ部スポーツ推進課		堺市事務局
委員		大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課		大阪市事務局
委員		吹田市スポーツ推進委員協議会	会長	吹田市会長
委員		吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室		吹田市事務局
監事	谷正之	大阪府スポーツ推進委員協議会	監事	南河内・富田林市
監事	田代梅男	大阪府スポーツ推進委員協議会	監事	泉南・田尻町
事務局長	染矢美抄	大阪府教育庁保健体育課	課長	
事務局	杉本嘉文	大阪府教育庁保健体育課	主任指導主事	
事務局	中田将人	大阪府教育庁保健体育課	主任指導主事	
事務局		大阪府教育庁保健体育課		

# 令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪府実行委員会規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪府実行委員会（以下、「本会」という。）と称する。

### (事務局)

第2条 本会の事務を処理するため事務局を置く。事務局は、大阪府教育庁教育振興室保健体育課内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (目 的)

第3条 本会は、令和5年度年度大阪府において開催される令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会（以下「協議会」という。）の実施に関し必要な準備及び企画運営にあたることを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 協議会開催に必要な基本方針及び企画運営に関すること。
- (2) 近畿スポーツ推進委員協議会、その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) 協議会の財務に関すること。
- (4) 協議会の会場、宿泊等に関すること。
- (5) その他、協議会の開催に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織及び役員

### (組 織)

第5条 本会は、大阪府スポーツ推進委員協議会の役員及び関係者をもって組織する。

### (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 委員 19名
- (4) 監事 2名

### (選 出)

第7条 会長は、大阪府スポーツ推進委員協議会の会長をもって充てる。

- 2 副会長は、大阪府スポーツ推進委員協議会の副会長及び理事長をもって充てる。
- 3 委員は、会長が委嘱する。
- 4 監事は、会長が委嘱する。

(職 務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はあらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 委員は、本会運営のために必要な事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

(任 期)

第9条 役員任期は、本会の目的が達成された日までとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

### 第3章 会 議

(会 議)

第10条 本会の会議は、会長が招集し、その議長になる。

2 会議は、次の事項に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 大会の開催及び運営の基本方針に関すること。
- (2) 規約の変更に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (5) その他、本会の運営に必要な事項に関すること。

3 本会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

### 第4章 専決処分

(専 決)

第11条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項についてこれを専決処分することができる。

### 第5章 会 計

(経 費)

第12条 本会の経費は、補助金、負担金、協議会参加費、その他の収入をもって充てる。

### 第6章 補 則

(その他)

第13条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

[附 則]

この規約は、令和5年4月1日から施行し、本会の開催をもって廃止する。

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪府実行委員会規約第2条の規定に基づき、事務局の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 事 務 局

(設 置)

第2条 事務局は、大阪府教育庁教育振興室保健体育課内に置く。

(職 員)

第3条 事務局には、次の職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務局員

2 事務局長は、大阪府教育庁教育振興室保健体育課長をもって充てる。

3 事務局員は、大阪府スポーツ推進委員協議会の事務局員をもって充てる。

(職 務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局員は、担当事務を処理する。

## 第3章 事務の専決等

(決 裁)

第5条 事務処理及び会計については、原則として事務局長が決裁するものとする。

(専 決)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。

(1) 事務局員の事務分担に関すること。

(2) 負担金等定められた収入に関すること。

(3) 予算に定められた事業費に関すること。

(4) 軽易な事項の調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。

## 第4章 文書の取扱

(記号及び番号)

第7条 文書には、当該文書の属する会計年度を表示する数字、記号及び文書管理簿の番号による文書番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 記号は「近ス大実」とする。

## 第5章 公 印

(公 印)

第8条 公印は、「近畿スポーツ推進委員協議会会長印」とし、事務局長が管守する。

[附 則]

この規程は、令和5年4月1日から施行し、協議会に関する一切の業務を完了したときをもって廃止する。

## 令和5年度近畿スポーツ推進委員研究協議会開催要項（案）

- 1 目的 近畿各府県のスポーツ推進委員が一堂に会し、地域・生涯スポーツの振興とスポーツ推進委員の役割について研究協議し、スポーツ推進委員としての資質向上に努める。
- 2 主催 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合 近畿スポーツ推進委員協議会
- 3 後援 (予定) スポーツ庁  
京都府教育委員会 和歌山県教育委員会 滋賀県  
奈良県 兵庫県教育委員会 大阪府教育委員会  
堺市
- 4 主管 大阪府スポーツ推進委員協議会
- 5 期日 令和6年2月3日（土）・4日（日）
- 6 会場 **第1日 開会式・基調講演**  
会場：フェニーチェ堺(堺市民芸術文化ホール)  
〒590-0061 堺市堺区翁橋町 2-1-1  
TEL：072-223-1000  
URL: <https://www.fenice-sacay.jp/access/>  
**第2日 実技研修（ウォーキング会）**  
会場：① 堺市（大仙公園・仁徳天皇陵古墳周辺コース 他）  
② 大阪市（造幣局周辺コース 他）  
③ 吹田市（万博記念公園コース）

### 7 日程 【1日目】

	12:30	13:00	13:30	14:30	15:30	15:50	16:00
		受付	開会式	表彰式	基調講演	ウォーキング関連説明	諸連絡

### 【2日目】

9:00	9:40	12:40	12:50
受付	ウォーキング会	閉会	

## 8 内 容

### (1) オープニングアトラクション

出 演： 調 整 中

### (2) 基調講演

テ ー マ： 調 整 中

講 師： 調 整 中

### (3) ウォーキング関連説明

テ ー マ：「ウォーキングコースの紹介と効果的なウォーキングについて（仮）」

講 師： 調 整 中

### (4) 実技研修

ウォーキング会(府内3地区)

## 9 参 加 者

近畿各府県スポーツ推進委員

近畿各府県及び各市町村教育委員会等生涯スポーツ行政担当者

近畿各府県生涯スポーツ関係者 等 計 約 1,000~1,500 名

【座席数 2,000 席】

## 10 参加申込

調 整 中 (別途連絡)

## 11 参加費

参加者負担金（研修会資料代として）1人 1,500円

### 【今後の予定】

日程	開催県
令和5年5月	令和5年度近畿大会（大阪大会）要項確定
	近畿スポーツ推進委員協議会第1回評議委員会・事務担当者会 →要項説明等
令和5年10月	各府県に開催通知
	各府県に功労者表彰候補者推薦依頼
令和5年12月	開催分担金（各府県3万円）・表彰者負担金納入依頼
	功労者表彰受賞者決定通知・記念品発注
令和6年2月2日	近畿スポーツ推進委委員協議会第2回評議委員会・事務担当者会
令和6年2月3日、4日	近畿スポーツ推進委員研究協議会（大阪大会）

# OSAKAシティウォーク 2022-2023

第2回大会

令和4年12月18日(日)

スタート・ゴール:大阪城公園 太陽の広場  
ショートコース:約4km(4.061km)

## コース案内

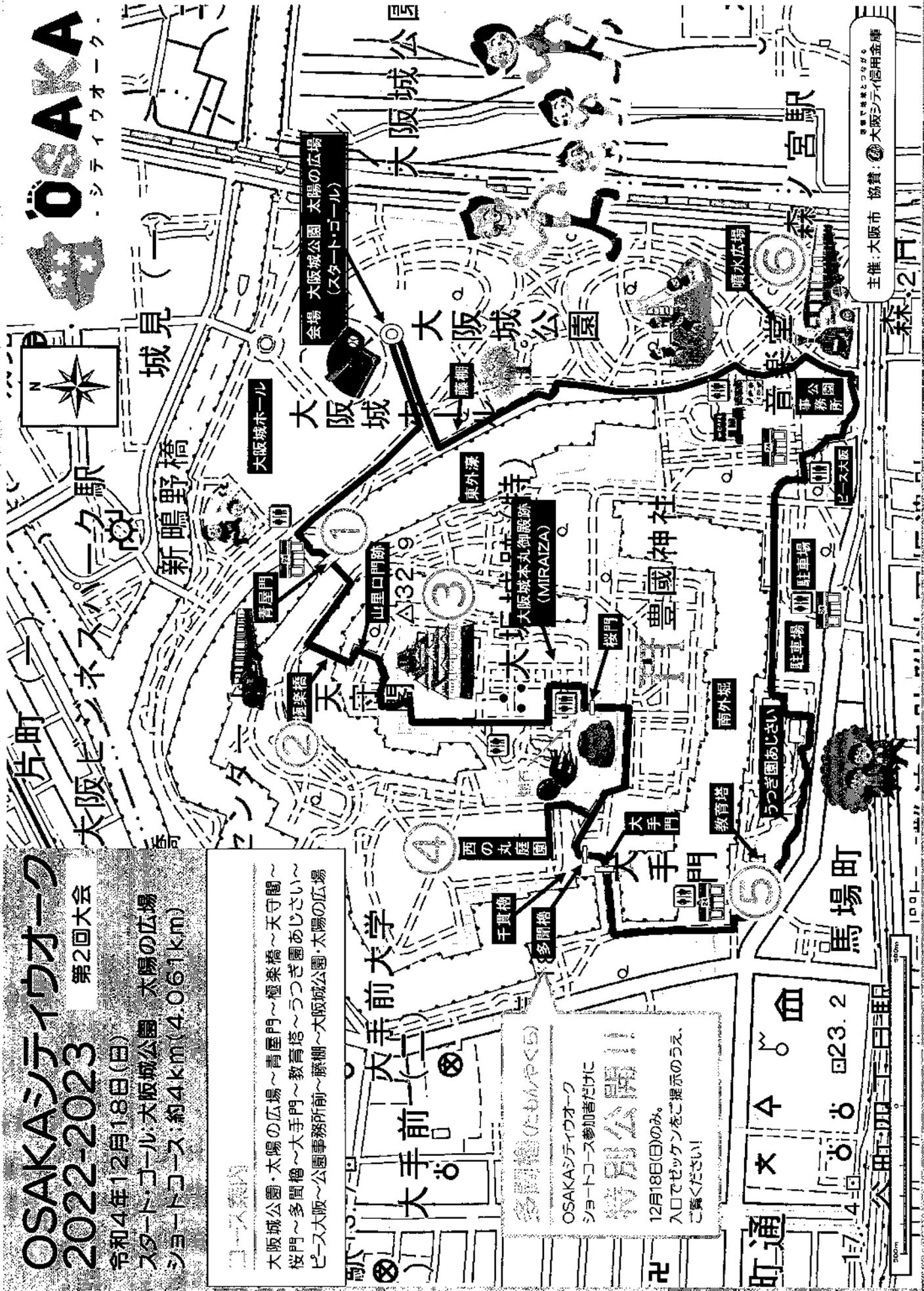
大阪城公園・太陽の広場～青屋門～榎桑橋～天守閣～  
桜門～多聞櫓～大手門～教育塔～うつぎ園あじさい～  
ピース大阪～公園事務所前～藤棚～大阪城公園・太陽の広場

## 多聞櫓(たもんぐら)

OSAKAシティウォーク  
ショートコース参加者だけに

## 特別公開!!

12月18日(日)のみ。  
入口でゼッケンをご提示のうえ、  
ご覧ください!

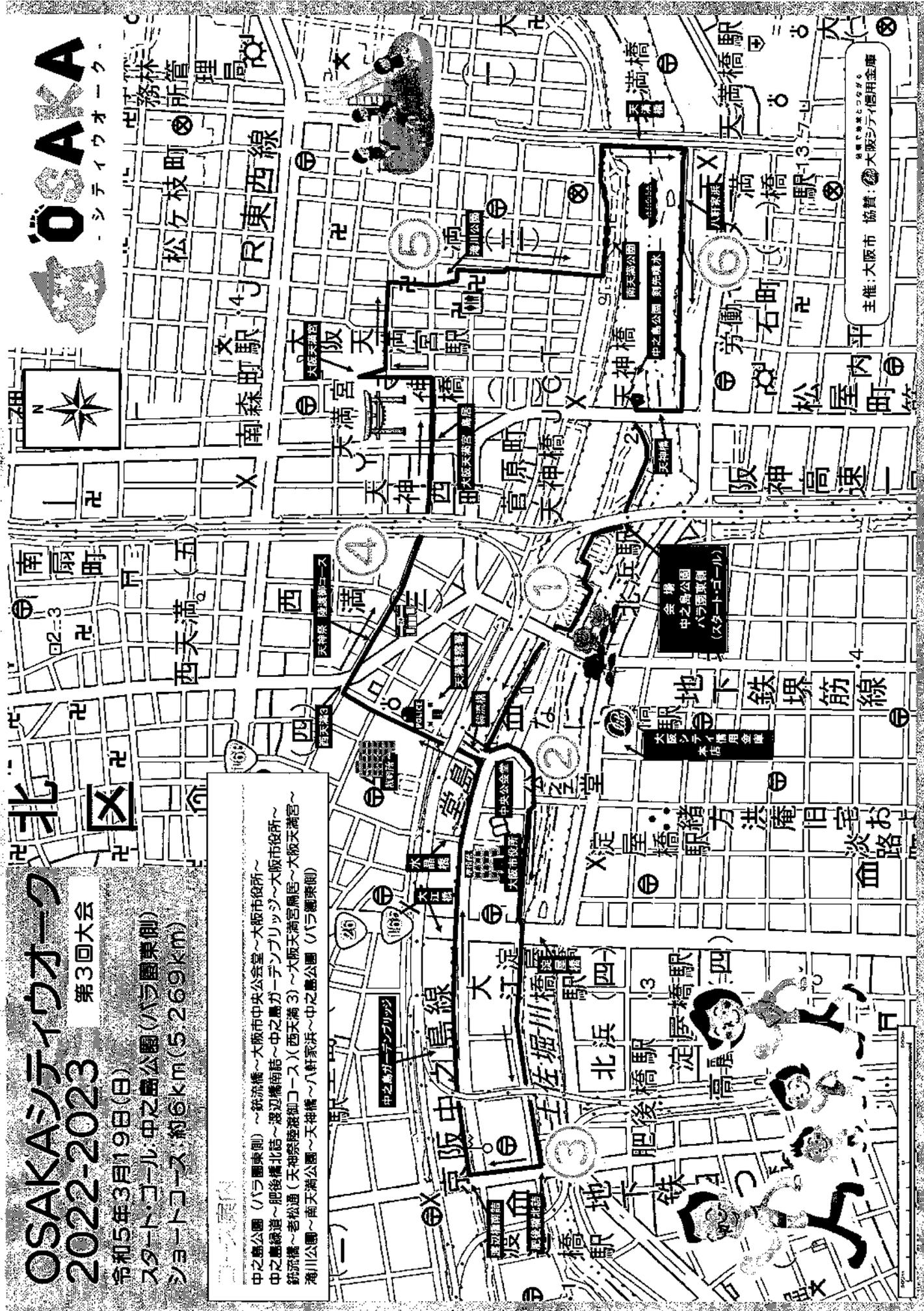


主催:大阪市 協賛:大阪シティ信用金庫

# OSAKAシティウォーク 2022-2023 第3回大会

令和5年3月19日(日)  
スタート・ゴール 中之島公園(ハラ国東側)  
ショートコース 約6km(5.269km)

中之島公園 (ハラ国東側) ~ 新流橋 ~ 大阪市中央公会堂 ~ 大阪市役所 ~ 中之島緑道 ~ 肥後橋北詰 ~ 選辺橋南詰 ~ 中之島ガーテンブリッジ ~ 大阪市役所 ~ 錦糸橋 ~ 若松通 (天神祭屋敷御コース) (西天満3) ~ 大阪天満宮扁居 ~ 大阪天満宮 ~ 海川公園 ~ 南天満公園 ~ 天神橋 ~ 八軒家浜 ~ 中之島公園 (ハラ国東側)



主催: 大阪市 協賛: 大阪シティ信用金庫

会場  
中之島公園  
ハラ国東側  
(スタート・ゴール)

大阪シティ信用金庫  
本店

淀屋橋駅 方選庵旧宅お



○万博記念公園 (吹田市) 外周 5 キロ 資料紹介 スマホをお持ちの方は「万博記念公園」を検索

① アクセス

●鉄道 2 ルート

- ・大阪市営地下鉄御堂筋線梅田～北大阪急行経由千里中央駅から大阪モノレール乗り換えて  
(乗り換え案内必要)

万博記念公園駅下車 (梅田駅から約 30 分)

受付箇所：万博記念公園駅改札口付近 (スペース確保はモノレール側と調整必要)

- ・ JR 京都線 大阪駅から茨木駅 (快速 12 分、普通 17 分) 下車、改札口付近でバス乗車案内  
万博公園行き、或いは阪大病院前行き近鉄バス乗車 15 分。

受付箇所：JR 茨木駅、さらに万博公園東口

●バスルート

- ・阪急バス、近鉄バス、京阪バスが運行 (各社の運行情報を参照の事)

受付箇所：万博公園東口停留場

●乗用車利用のケース

駐車場は中央、東、南、西、日本庭園前の 5 か所を案内しています。

駐車場よりの案内は難しく、入園ゲート付近で対応が良い

② 受付対応について

- 大阪モノレール万博記念公園駅改札ゲート付近にて

- 万博東口ゲート

③ 万博記念公園の紹介 (パンフ 1,000 部必要)

- ・太陽の塔

入館予約 事前登録が必要で必ず事前予約、クレジット決済で支払いを済ませておく。

- ・大観覧車体験 日本一の高さを誇り 1 周約 18 分。1,000 円から、時間指定も可能 (料金追加)

- ・日本庭園入園散策

- ・ノルディックウォーキング体験

- ・ららぽーと見学、買い物ほか

- 茨木市の補足案内 (観光協会より街歩きマップ北コース、南コース資料確保) 1,000 部くらい必要  
別途、補足案内として茨木市内の観光コースを観光協会のガイドにより案内

(1 コース 10 人程度) 茨木市観光協会より観光ガイド紹介 (当月分は前月の 15 日を目途締め切り)

以上

令和5年度 近畿スポーツ推進委員会研究協議会  
第2日 堺市でのウォーキング会について (第1案)

企画書 (開催要項案)

- テーマ 「世界遺産 仁徳天皇陵周辺の歴史探訪ウォーク」
- 開催日時 令和6年2月4日(日) 午前9時00分～12時30分
- 種目 ウォーキング
- 参加対象 近畿6府県スポーツ推進委員
- 会場 堺市役所から仁徳天皇陵及び周辺の古墳を巡る
- 実施内容 堺市役所前広場に集合・スタート、同広場に12時00分頃ゴール
  - ① 7kmコース 受付 午前9時 出発 午前9時30分
  - ② 5kmコース 受付 午前9時 出発 午前10時00分
- コース 堺市役所前→仁徳天皇陵及び周辺の古墳や公園を巡り→堺市役所高層階(21F)から堺市全体を展望→堺市役所前へ
- コーステーマ ○ファミリー参加を踏まえたコースづくりとしている。  
○参加者の安全管理を兼ねコース途中で通過チェックをして交流を深める。  
○公園内でゲーム(遊び)にふれ交流を深める。
- 集合場所 堺市役所本庁前広場(必ず受付で参加証を提示ください。)
- 配布物 コース図、チェックカード
- 持ち物 水筒、雨具(雨天の場合)

事前申し込み受付 令和5年 月 日 ~ 令和5年 月 日

問い合わせ先

天候について 雨天決行

(但し、当日午前8時現在、堺市に暴風警報又は大雨洪水警報が発令されている場合は中止です。)

主催 ; 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合 近畿スポーツ推進委員研究協議会

後援 ; スポーツ庁

大阪府教育委員会 京都府教育委員会 和歌山県教育委員会

滋賀県 奈良県 兵庫県教育委員会

堺市

主管 大阪府スポーツ推進委員会

堺でのウォーキング会での役割 (案)

○事前準備の担当

- ・集合会場までの交通案内地図・・・事務局
- ・ウォーキングコース地図の作成・・・推進委員・事務局
- ・チェックカードの作成・・・・・・推進委員・事務局
- ・遊びの用具準備と運営・・・・・・推進委員・事務局
- ・テント、机、椅子、アンプ等・・・・事務局
- ・先導・後送、引率・誘導者の幡・・・・大会本部
- ・ボランティアガイドとの交渉・・・事務局
- ・その他・・・・・・

○大会運営の担当分担

1、受付(12)人 担当は

事前準備 チェックカード作成、受付簿、筆記具

当日準備 集合時間；AM8時00分 本部

長机4、椅子8、受け付け表示(7km・5km)

アンプ・マイク2・コードリール、拡声器4つ

2、集合・整列・開始式( )人、出発合図(人)、先導・後送誘導等( )  
第1グループ出発後、1分間隔で順次スタート

3、通過チェック係り・・・スポーツ推進委員・他(16)人 7～8か所 予定

事前準備：配置位置の確認、目印、シール4組・スタンプ4個

当日準備；同上を用意して担当地点へ

4、地点誘導係り・・・スポーツ推進委員・他(24)人 12か所 予定

事前準備；配置位置の確認、通行方向・誘導・・・安全確認

当日準備；指定された場所に決められた時間までに位置につく

★通過チェック係り、地点誘導係りで次の地点に移動して配置について  
戴くこともあります。

5、ゲーム(遊び)係り・以下ゲーム内容は例案です・・・係りは堺市スポーツ推進委員

○コロコロチン・・・ 8人(ゲーム6人、受付2人)

事前準備；掲示板、ボール20個・ゴール3、半切り樋3、マット3

机2、椅子6、シール3組、雑巾3 ( )

当日準備；設営3か所、事前準備用品の搬出 と 回収

○一投入魂・・・8人（ゲーム6人・受付2人）

事前準備；掲示板、玉20個、ボックス3、ミニシート2、マット3  
机1、椅子2、シール2組、雑巾2（ ）

当日準備；設営3か所、事前準備用品の搬出と回収

○何がでるかな・・・6人（ゲーム4人・受付2人）

事前準備；掲示板I、大サイコロ2個、フープ2個、ミニシート2、マット2  
机1、椅子2、シール2組、雑巾2（ ）

当日準備；設営2か所、事前準備用品の搬出と回収

○ジャイケンマン・・・2人、受付1人

事前準備；掲示板、派手な服装、シール1組、椅子2（ ）

当日準備；設営1か所、事前準備品の搬出と回収

★回収が済み次第本部へ報告

#### <留意事項>

○事前準備用品は前日準備時に全て確認する事

○当日、通過チェック係り、先導・後追いの方は「午前8時15分」に本部テント前に集合下さい。

○ゲーム担当係りは用具の搬出し決められた時間までに設営・配置に付いて下さい

○役割終了後の回収を忘れないこと。

★当日早朝より机・椅子、用具等の配送と大会終了後の回収をおねがいます。

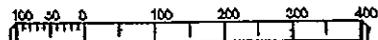
以下別途に作成し役員に説明し熟知して頂く。

- コース地図
- 地点役員の役割表
- 誘導担当、通過チェック担当の配置図
- 参加者用チェックカードの作成
- 雨天対応について

# コース案



縮尺 1 : 10000



令和05年03月20日 14時29分

## 令和4年度第12回島本町スポーツ推進委員協議会 要点録

日時：令和5年3月9日(木)

午後7時半より

会場：島本町役場 地階 第五会議室

○会長あいさつ

### 【案件】

#### (1) ニュースポーツ体験教室について

→9時に町立体育館に集合し、荷物の搬出を行う委員と、会場である第一小学校に集合する委員に分かれる。当日雨天の場合は、8時までに開催できるかどうか生涯学習課と判断し、委員全体に連絡する。(会長)

→生涯学習課職員は、9時に出勤し、公用車で町立体育館へ向かう。(事務局)

・4月15日(日)のニュースポーツ体験教室は、キャッチング・ザ・スティックとアジャタを行う。(会長)

・令和5年度のニュースポーツ体験教室は、各回、担当委員を定めて、当日の運営を行うこととする。各回の担当委員と種目を決定する。各委員は、担当することになった種目についてよく学習し、指導できるようにしておくこと。(会長)

#### (2) 三島地区ふれあいスポーツ交流会について

・4月に予定されている会長連絡会で、開催担当市として相談する内容を詰めることが必要。①沢山の方の協力を得ないと実施できそうにない。②実施できたとしても、会場の都合もあり種目はスリータッチビーチボールのみになる。③参加規模も縮小するかもしれない。以上3点は想定している。(会長)

→開催内容とは別に、負担金の傾斜配分も相談する予定でいる。(事務局)

#### (3) 町民スポーツ実行委員会について

・次回実行委員会に出席できない者は、出席する誰かに一任することが必要である。(会長)

→出席を予定している会長に一任する。(委員)

・実行委員の任期替えのため、スポーツ推進委員協議会にも推薦依頼が来ている。委員が少ない為、全員を実行委員として推薦する。(会長)

#### (4) 広報しまもと特集記事について

・令和6年3月号の特集記事に採用が決まった。(事務局)

→どのような内容にするか決めていく必要がある。(会長)

→タイトル、集合写真、会長挨拶、委員インタビュー、ニュースポーツの紹介、委員募集、大会実績、みずまろくんなど。(全体)

→誌面のレイアウトなどは、政策企画課が作ってくれる。集合写真は引き続き機会がある毎に撮影を予定している。(事務局)

(5) 地域におけるスポーツ振興について

・2月のニュースポーツ体験教室の日は、湿気が多く、何度かモップをかけた。スリップする危険がある。そのような日は使用者に注意喚起が必要である。(委員)

(6) その他

・令和5年度いきいき・ふれあい教育事業実行委員の推薦依頼が来ている。総会資料となる団体の協力内容についても、協力しやすい種目に絞って記載してはどうか、検討をお願いします。(事務局)

→推薦委員の決定と記載内容の決定。

・来年度の協議会開催曜日について、曜日の再設定が必要。(事務局)

→第二水曜日の午後7時半からを基本とする。(会長)

次回開催日

4月 12日 午後7時30分から